

BULLETIN
DE LA

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

(FONDEE EN MARS 1888.)

No 107. AVRIL 1897.

Rédacteur principal et gérant, H. Sano

Sténographe, T. Yana

Imprimeur et Editeur, S. Ichiida

(LE BULLETIN PARAÎT TOUS LES MOIS.)

大日本監獄協會雜誌

第百七號

本月一四發行

第四月刊行

明治三十年三月二十日發行

明治三十年三月二十日發行

井半藏、山崎勝右衛門、岩澤實吉、町田甚兵衛、土屋品吉、片岡勇三郎、川島包作、安藤忠次郎、大屋慎太郎、竹澤勝三郎、伊藤龜之助、水口忠右衛門、齊藤代五郎、黑須博吉、山崎覺太郎、山崎平助、前野真太郎、水谷麻之助、森山謙次郎、金七拾五錢宛首藤賴功、今泉正之、横山高成、金五拾錢宛木喜之助、齋井銀藏、吉崎虎之助、吉田喜十郎、藤澤政五郎、利根川兼吉、岡田宗、妙勝寺住職、西雲寺住職、長松院住職、鈴木清太郎、大川善兵衛、大木彌兵衛、今川龜吉、今川賴次郎、淺野拾次、鳥居庄次郎、長野敬基、瀧島重三、金參拾錢宛宮岡正兵衛、江崎菊次郎、味岡資規、川邊喜和三、佐藤兼三郎、金貳拾四錢城川音吉、金貳拾錢宛吉田正列、松本真太郎、安田勝之助、山崎忠四郎、川上正吉、井上淺次郎、中川喜代馬、渡谷秀三郎、早川金十郎、山内菊之助、牧成好、小松潤次、梅田滋太郎、金拾八錢宛淺野銀平、西岡榮、富山勝廣、金拾六錢宛稻原市太郎、加藤正勝、鶴橋清、松本桃平、小高勇、長谷川作造、板根富太郎、長野與次郎、新井重志、大岡敬次郎、黑瀬景明、鈴木多三郎、平松武太郎、川上寬二、鈴木信吉、野平廣次、金拾五錢宛山田齊藏、山田俊次郎、宮澤長四郎、澤田盛齊、金拾四錢馬橋恒次郎、金拾錢宛平田幸嘉、上原熊次郎、黑須百之助、石井鐵次郎、梅田額三郎、岩田恒次郎、長尾義勝、龍岡三郎、根岸清忠、岡野熊次郎、眞鍋源之助、竹部角藏、高橋勇太郎、金九錢宛田邊種弘、島大生、吉田宅信、江森牧太郎、綠川義廉、服部貞次郎、大森今朝太郎、引田佐吉、松本辰三郎、境善次郎、金八錢宛額江佐之助、星野源藏、岸田三太郎、尾花菊次郎、渡來金太郎、梶川繁藏、田中照泰、小林清、藏田國平、鈴木嘉積、篠木重吉、初谷純、大賀保藏、平賀三平、川戶餘藏、村上吉次郎、小林拾吉、川邊勝次郎、仲市藏、高田信太郎、高山喜太郎、尾關澄三郎

發行兼編輯者 佐野 尚
印刷者 池田宗平
印刷所 東京並木活版所
發行所 東京並木活版所
東京市牛込區若宮町十番地
大日本監獄協會事務所
東京市淺草區黑船町廿八番地
明治三十年三月二十日發行
入間郡福岡村有志者 金五圓星野仙藏
東京市小石川區音羽町有志者 金五圓竹内林之助
入間郡古谷村有志者 金五拾錢善仲寺住職
(以下次號)

大日本監獄協會雜誌第七號目次

● 龍 涯 生	● 出獄人保護事業論	一
● 別 天 生	● 囚人實業論	六
● 森 山 麟 二 郎	● 看守諸君へ獄内衛生上注意の要領	九
● 荒 浜 市 平 遠 記	● 米國總領事エン、ダブニウ、マカイゲナル氏演説大意	一九
● 二 七	● 清浦法相の演説	二一
● 二 七	● 重罪囚徒の費用を國庫支拂に移すの法案	二七
● 二 七	● 看守事務法に就て	二七
● 二 七	● 直看守傳給令改正の内譯	二七
● 二 七	● 新舊両局長の送迎會	二七
● 二 七	● 小河滋一郎氏の報告會	二七
● 二 七	● 旅費の増額	二七
● 二 七	● 警察留置人の助費	二七
● 二 七	● 集治監	二七
● 二 七	● 送還囚徒の別房	二七
● 二 七	● 感化保護	二七
● 二 七	● 原胤照氏設立の出獄人保護會社	二七
● 二 七	● 京都感化院趣意書	二七
● 二 七	● 質疑應答	二七
● 二 七	● 實疑	二七
● 二 七	● 應答	二七
● 二 七	● 寄 書	二七
● 二 七	● 出獄人保護會社設立に就て	二七
● 二 七	● 一言當局者に開陳仕候	二七
● 二 七	● 出獄人保護事業に就て	二七
● 二 七	● 看守諸君の自重心を望む	二七
● 二 七	● 再犯を論ず	二七
● 二 七	● 官 報	二七
● 二 七	● 各地通信	二七
● 二 七	● 京都感化保護院臨時分院を訪ふ	二七
● 二 七	● 放免囚救護に關する協議會	二七
● 二 七	● 免囚保護事業協議會	二七
● 二 七	● 善行証授典式	二七
● 二 七	● 出獄者治療	二七
● 二 七	● 感化學校創立の計畫	二七

會 告

本會々費其他本會へ御送付相成べき金員は庶務委員長へ御拂込之筈に候處往々事務所へ御送金の向も有之時に或は混雜の虞も有之候間爾後必ず左の通御取扱被下度此段謹告候也

追て從來會費其他の領収證へは會計主任の印を押し來候處十一月一日よりは庶務委員長の名前を以て「大日本監獄協會庶務委員長」の印影を印捺することに改め候條爾後該印影以外のものは無効に付併て謹告候也

大日本監獄協會

明治廿九年 十一月

一、會費其他本會へ御送付の金員は凡て東京集治監官舎長屋又輔宛にて千住郵便局へ振込の事

一、看守服務要綱の代金は従前之通牛込郵便局へ振出し牛込區若宮町十番地佐野尙へ宛御送金之事

一、看守服務要綱の代金領収證は従前之通佐野尙の名義にて差出候事

會 告

本月二十五日開催の小河氏報告講話會筆記は悉皆。來月分雜誌に掲載し盡くすへき筈に付別に多部數御志望の御方は此際豫め御申込置被下度尙會員諸君の寄稿に係る玉稿も自然或は來月一ヶ月分丈掲載することも相叶はさる義出來可致かご被存候間右不惡御含置被下度候此段併せて廣告候也

明治三十年四月

協會雜誌編輯係

明治三十年四月

刑會雜誌編輯部

岩野田

と斯等疑問亦不懸合置好下其對其刑罰を了處
且其大罪類をるるも其刑罰をさるる處出本可好
會員諸君の寄稿の對る正論も自然其來其一
船運職志望の職式は此類難や時中及置好下其
寄來且其職志望の職式は此類難や時中及置好下其
本日二十五日開館の小冊其辭書編輯會草稿の悉

會 誌

大日本監獄協會雜誌第百七號

明治三十年四月

論 說

●出獄人保護事業論 前號の續

(四) 寄宿舎

龍 涯 生

出獄人保護の爲めに寄宿舎を備へんと欲すれば最も慎重なる注意を致さざる可からず、否寧ろ或は寄宿舎を備へざるの優れるに如かざらむか、殷鑑既に歐洲に在り、以て我邦の誠となすに足る、

英國に在ては既にウエークフィールド(曩に斯地に建設したることあり)リーデング、リトウ井ズ、スタツフオールド及其他の各地に寄宿舎を設け以て出獄人の職業を得る迄暫時茲に收容し僅小の職業を授けたるとありしが多くは皆失敗の跡を遺さざるはなし前記の内唯一のリトウ井ズに於けるもの、今尙存じ僅かに一脈の命運を繋ぎ得るのみ、該寄宿舎は茅屋二棟工場及大なる圍垣ありて僅小の寢床、書籍、炊事用什器、大工、靴匠、園丁の用に供すべき器具を備ふ、或地方監獄教誨師は諷して曰く、「尙不良敗徳に浸潤せられたる放免者は茲に在て衣服と旅費とを贏得し、以て安全に家郷に還ることを得、只管其の補助の恩遇を謝する者あるべしと雖も、又世路難を謳ひつゝ親愛なる監視の下に身を托し多くの誘惑を避け最も能く整備したる保護の甘美を味ひつゝ世を過す者少なからざるべし」と、是れ則ち半面の利と半面の弊とを看破したる炯眼の言ならずや、苟くも保護に志あ

りと爲す者、能く利弊の存する所を審究するに非ずんば恐くは英國の如き失敗を襲ぐに至らむ、我輩の慎重なる注意を要すと謂ふ所以のものまた此弊あるか如き其の一に居らずんばあらず

倫敦に在て最も能く整備したるものは聖ジャイルス基督教會の設立したる保護會社にしてウヰリヤム、ホイーリー氏の監督の下に在るもの是なり、其の特色とする所は放免後二週日若くは一個月間所謂危険時期の間宿所と食料とを給し監視並に諫言を以て彼等を誘導するに在り、然れども是等の放免囚に向て持久の職業を科するは餘り望まじきことに非ず、是管に以て經濟の點のみならず、例ひ少數とは云へ、放免囚を混同せしむるは甚だ忌むべきの事に属すればなり、成るべく速に隔散し而して工業界に播布するは彼等に對するの好方法とす、若し之に課するに一時の職業を以てすれば尙將來良好なる職業を得んと欲するの念を阻止し終に之を以て満足するの結果あるを免かれず、殊に雜居混同せしむるの弊に至ては實に言ふに忍びざるものあり、寄宿舎にして何れも皆失敗を昭したるの點實に茲に存す、監獄の最大原理所謂罪囚を隔離するの一事は此場合に在ても尙之を勵行せざる可からず

女囚の保護に在ても亦男囚と同じく相互の交通を離隔すること最も必要なり、此故に寄宿舎の制度も亦不良なりとす、女囚保護の道に經驗ある所の倫敦の一貴女スザンナ、メレデッス氏は某會室に於て演説して曰く

「吾人は如何なる時に際しても寄宿舎の制度を採ることを肯んせざるものなり、放免女囚をして雜居混同せしむるは策の宜しきを得たるものに非ず寄宿舎制度以外別に良法なきにしもあらず、彼等は自然の理性として家庭を有せざる可からず、若し之を得る能はずんば再び前の如く犯罪を決行するに至らむ、誠に家庭は彼等の天職なり、是を以て吾人は彼等に晝間の職業を與ふと雖も決して夜間之に従事せしむることなし、例ひ吾

人は規則正しく毎日八時に出勤し其事務を執ること能はざるの虞ある婦人あるを知ると雖も、其の前夜は何れに在りたるかを穿鑿せざるなり、吾人は斷言す、非常なる熱心を以て彼等女性をして夜間執務せしめずと如何とせれば晝夜共に正當に勞役を採ること能はずと信じたればなり、經驗する所に依れば斯の如き方法は寔に良好なる結果を得たり、吾人は直に彼等總ての者をして改良するの力なし唯神の恵に依り彼等自ら善良となるの時機あるを待つのみ、此方法に依て實驗するに二十年間以上毎日平均七八十名の勞働婦人あり固より時としては五十名時としては百名を超ゆることなきにしても非ず、其實銀は毎日之を支拂ひ縦ひ翌日出務せずと雖も之が爲めに吾人相互の間の契約を破るとなし、若し又其翌日出務したるときは當日の仕事を授くるのみ斯の如くして十二年、六年、五年、毎日吾人と共に執務するの婦人尠からず而して其組織事務員は總へて是等の婦人より昇級したる者なり」

と寔に此言の如し放免囚保護の内最も有効なる計畫は彼等個人の自戒に依頼するより外なし、自己の力を以て自己の進路方策を扶植し、友愛なる監視の下成るべく彼等相互をして離隔せしめむるに非ずんば到底良好を奏する能はず、彼等の良友若くは親愛なる諫言者は免囚保護の唯一の良法に非らず、否寧ろ或は自立の念を消磨せしむるの虞あり、女史の所謂天運を待つあるのみ語、頗る味ひ得て好し、保護の程度厚きに過ぐるの弊は却て保護せざるの利なるに如かず、宜く考察を要すべき點ならずや、

(五) 監獄外に於て囚人に及ばす所の勢力

出獄したる囚人はまた社会的に依て其の感化を享くる所少なからざるべし、自立の念は終始吾人の腦髓を離るべからざる利器にして是等は到底分房監若くは雜居監に於て有効に修養し得べからざるものなり

社會人事錯雜一片の理想を以て之れを觀じ來らば善惡の行爲相夾ばし毫も人生の以て準則となすべきものなきに似たりと雖も、亦自ら中に仁道誠信端嚴の理冥暗の間に詭置せらるゝ所なきにあらざ、若し是等の理想にして個人的の慈善事業則ち免囚保護會社の如きものに依て大に發揚闡明せらるゝ所あらむには、其の出獄囚に及ばず所の感化一層大なるに至らむ、社會に存する宗教の如きは寔に是等の任務に當るべき惟一のものなり然るに觀て我邦現狀の宗教界を顧みるに寔に嗟嘆に堪へざるものあり、古來より連綿として民信を維持し來れる佛教界は如何に、未だ甚だしく仁道誠信端嚴の行爲を表彰せられたるものあるを見ず、維新以後漸く敦然として其の勢力を馴致し來れる基督教界は如何に、慈善事業の點より之を觀れば或は佛教界より優るものあるやも知れずと雖も、其の勢力の未だ振はざるが如く、十分に耶蘇教國の如く普ねく民信を維くに足らざるなり、縱し國民の特性は宗教に冷淡なりと雖も、此種の如き慈善事業は我邦に在ても扶植し得られざるに非ず、我輩は何故に宗教界は先づ斯の如き慈善事業に指を染め、以て大に民信を維かむことを計らざるやを疑ふ

出獄人保護會社は免囚に對して注意を與ふる所の良友諫言者なり而も社會は自立の念を養成する所のものなり兩者共に相凌ち、免囚をして良民に復歸せしむる結果に於て同一なりとす、犯罪者中渣滓者せうじゆと名つけ懶惰放縱職業を放棄して毫も顧みる所なく常に犯罪に依て生活せむと欲するの輩あり、是等の徒は社會(宗教)自ら注意して道德の勢力を逞ふるに非ずんば、到底保護會社一個の組織のみに依て改悛の効を奏し得るものに非ず、スタッフオールド監獄教誨師ゴールドナー氏は曰く「保護會社は免囚をして善行を爲さしめんことを目的とするものに非ず、斯の如きは寔に難事にして到底其任の能くすべき所に非ず、若し此理論を以て免囚の補助を嫌忌せば寧ろ去て窃盜を行へど諫告するの適切なるに如かず」

保護會社は常に此渣滓者即習慣犯者の爲めに失敗を醸成したり、此輩は加重の刑罰と嚴正なる監視とを要するものにして、斯の如く甚だしく人心の腐潰ならざるに先ち十分に注意を加ふる所あらむに改悛の効を奏することを得べきなり

(六) 辭論

英國に於ては近年保護會社の力に依て著しく囚人の數を減小したり然れども無智の徒は此事業にも尙他の慈善事業と同じく非難を興へて曰く「一面良民の蹣蹶として生計に困む者を放棄し而して此惡徒を保護するに至ては正邪を顛倒するの甚しきものなり」と

第一此非難を興ふる所の者は概して、貧苦に迫れる良民若くは犯罪者たるを問はず、孰れも彼等を補助するの觀念を抱かざる者なることを注意せざる可からず、第二出獄囚は社會の利益並に個人に對する慈善として、絶對的に補助を要する者なり、若し出獄者に相當の補助を與ふることなくんば、彼等は職業を得るの困難なるに従ひ、自から前非を復ひするの止むを得ざるに至らむ此の如きに至らば犯罪其者よりして國家經濟上に大なる不利を來すべく、良民は之が爲めに不愉快なる租税を支出し拘禁費に充てざる可からず、又其他窃盜強盜等財産に對する犯罪は直接に良民の財産を減却せしむるものにして之を合算すれば、監獄警察事業の爲めに毎年費す所、幾万に上るを知らず、之に依て之を觀れば、囚人の改善犯罪の豫防に依て費す所のは實に社會上に於ける最も廉價のものならずや、國家經濟上一日も忽にすべからざる亦敢て喋々の論を披たすして知るべきのみ

加之、斯事業は天道に合し最高慈善の企畫なり、苟くも道德國文明國を以て世界の上に誇稱する以上は、焉ん

を顧みて忸怩たらざるなきを得ひや、犯罪の多數は誠に祖先の過失、無智、貧困に基因す、之を救ひ之を拯ふは吾人同胞の義務なりとす、此理想は古今東西を通じて渝ることなく、社會を維持するの綱紀繫て一に茲に存す、然るに何すれど、此事業は我邦に在て尙萎靡として振はざるや我輩徒に世論に同する者に非ずと雖も、亦茲に至て多小の慷慨なくんばならず

若し夫れ社會の一面より此事業を觀る、とさば、備主をして其勞役者の先行を知ることを得、之に向て注意警戒を加ふると同時に、或は諫言を以て之を戒諭し或は厲聲を以て之を鼓舞し其の改善の獎勵に向て力を與ふること殆んど豫想の外に出づべし、此輩は志士仁人の手を籍るに非ずんば、柔儒世に起つ能はざるの無骨漢なり之を憐むで職業を與へ相當の補助を加へ正路の良民に復歸せしむるは政府並に社會の任務と謂ふべきなり(終り)

● 四人賞譽論 其五

別 天 生 稿

第五章 常譽の式

彼等囹圄の裏に呻吟するの輩は、慾望單に肉躰的の快樂に止り、而かも最も下劣なる貪慾の觀念を脱する能はざるは、蓋し自由を剝奪せられたる者に對しては止むを得ざる所なるべし、從て彼等は夙夜優遇を得んと欲するの念あらざるはなく、賞表を享けんと欲するの希望存せざるはなし、賞表は誠に優遇を與ふるの式標なれば彼等の之に對するの感念、恰も吾人の動記に於けるよりも尙一層甚しからん、此故に賞表を下附するに當ては豫め其の適否に就て、慎重に審査を施し不公平ならしむべからざるは勿論、下附の式場に在ても亦嚴肅莊

嚴を保たしめ、囚人をして賞表の貴重なること、渴仰の念を誘發せしむること、を努めざる可からず
賞表授與の式は日曜日午後總囚教誨の席に於て之を爲す可とす、此際に在ては典獄支署長は必ず臨席せざる可からず、看守長書記に一任するが如きは式場の莊嚴を破るの基なり、而して署長教誨師は之に依て懇々訓諭を施し、一面賞表を享けたる囚人に對しては愈々益々奮勵し、若し非行あるときは其の優遇を剝奪せらるゝの不幸あるべきを示し、一面總囚に對しては、斯くの如く賞表の貴重なるを感知せしめ渴仰の念をして熾盛ならしめんことを計るを要す

此式場に在ては教誨は須らく優遇の方法を知悉せしむるを以て本旨となすべし、所謂監獄制度の如何を知らしめ、之に依て感悟し自奮の念を養成せしむる所あるを要す、我輩の會て宗教教誨は總囚に適用すべからずとの理由は茲に至て益々彰著なり、賞譽は各勸査期の終りたる後十日以内之を行ふべきを以て殆んど各日曜日は賞譽授與の式となるに至るべし、日曜日毎常に監獄制度を示すは耳に慣れて何等の感覺を與へざるべしと雖も時として道義教誨よりして傍ら監獄制度の如何を交へ説示すること最も適切ならんか、宗教教誨は此趣旨を達することに於て不便の地位に立てりて謂はざる可からず

賞表授與の式場整列の方法は會て内務省より訓令せられたる体様明治二十二年七月内務省訓令第三十三號に據る可とす

第六章 賞 金

賞金は賞譽と其性質を異にし、唯或時定の行爲を爲したる時に臨んで始めて之を與ふべきものにして、所謂此に在ては、一時の行爲に屬し、彼に在ては永久持續の行爲に屬す、故に必ずしも賞金を得たる所のものは、賞表を受くるに適當なる者と謂ふ能はざるなり、監獄則施行細則は明文を以て此意を示し且同時に其の特定を行爲

を左の三個の場合に限定せり

- 一、在監人の逃走せむとする者を密告するるとき
- 二、人命を救援し及逃走者を捕得したるとき
- 三、監獄に係る水火風災を防禦したるとき

是等のものは何れも監獄の最大事件にして其影響する所や最も大に、其起るに方てや、瞬時を隔てざるの緊急事件(二號及三號)なるを以て、從て戒護者に在て豫め防禦の策を講ずる能はざるものなり而して又、逃走者密告の如きは敢て戒護者の力を以て防禦し能はざるに非ずと雖も、經費と人員とに限りあり、或は以て無數の囚人を監督する能はざるの不幸なしとせず、是を以て囚人に一面此義務を負担せしむるの政策に出でたるものとす

囚人の賞金は恰も良民の社會紀綱を保護すること大なる者に對して各々賞與の方法を設けられたるものと其の性質を同す、監獄は別天地なり、苟くも自から監獄を維持するに極めて必要な事項は悉く監獄官吏の責務に属すべしと雖も亦被害者(囚人)相互をして、各自分擔せしむること社會の賞與規則に於けるが如く亦政策の一便法と謂ふべし

或論者の之を以て囚人當然の義務を盡くさしむるものなるを以て少しく穩當を缺くの嫌ありと雖も云々(小河氏著監獄學)の語を表はしたるが如きは我輩をして之を評せしむれば是こそ正に穩當を缺くの語と謂はざる可からず、是等の事件は囚人當然の義務に非ずして寧ろ監獄官吏の義務と謂はざるべからず、囚人は社會良民と同じく進んで一般の紀綱を保護せむとするの積極的行爲に属するの責任なく、紀綱を破る可からざるの消極的行爲の責任あるのみ、論者は之を解して、囚人は善行を爲すの責務あるものとすに似たり、若し責務の点より之を云へば我輩は囚人は非行を爲す可からずとの單一なる制裁あるのみと謂はむ蓋し論者は謬見に坐する者なり

前述したるが如く賞金と賞譽とは互に其の性質を異にするを以て、從て賞金を受けたる所のは、賞譽に於けるが如く甚しく之を他に發揚するが如き必要なし、殊に逃走密告の如きは極めて秘密に之に行ふを要せざる可からず、是れ則ち受賞金者をして怨府たらしめざらむが爲めの政策に出づ (終り)

左の寄稿を覽るに、立言の体恰も埼玉縣看守に注意を促がすものに似たりと雖も、這般の有益文字、豈獨り埼玉縣にのみ私せしむるに忍びんや、所論、専ら實務の点に直接に言及し、讀者をして、隔靴搔痒の嘆なからしむ、我輩此種の如き文字を渴望するや久し、今幸ひに實務家の手よりして此贈賂を受く、是れ我輩の欣んで茲に載録し、讀者と共に再讀の樂を頒ち、併せて寄贈者に多謝せんと欲する所以なり、書記計算戒護の重任に膺るの實務家諸彦、希くは此の如く其の俊才逸足を此紙上に展して躍如たらしめよ、至囑、得隴望蜀、 (記者識す)

●看守諸君へ獄内衛生上注意の要領

埼玉縣監獄署醫務所長 森山麟二郎

衛生とは吾人の健康を保持し、尙ほ之を増進せしむる學術を説明したる語なり矣、而して此の衛生法には各自と公衆との別あり、各自とは自己の驅体精神を保護する所の方法にして私權に属し、公衆とは多數人民の保護

を目的として施す方法にして行政事務に屬す、今在監人に親炙せらるゝ諸君は、須らく無識の在監人に對し自己衛生の必要を知らしめ、併せて公衆衛生施行の要路に立たざる可からざる任務あり、然らば即ち諸君の任務に對し専門家たる吾々に於て、一片の注意を促すは事理の正に然る可きを信す、

今囚人衛生に就き看守諸君の特に注意せらるべき要領左の如し

(第二)囚人の衣服是れなり、衣服には一定の制限あり、此の制限外に於る諸君の注意は囚人をして自己衛生心を起さしむる要素たり、抑も衣服は人身体温を調節するものにして、体温の消失を全く防遏し得べきものにあらす、而して身体に受くる温度は衣服の疎密に關せずして單に理學的性質に關す、換言すれば空氣通過するや否や即ち衣服中に於る空氣の含量如何によるものなり、之を例するに衣服は壓搾したるものは膨脹したるものより温からず、又無色は着色のものより空氣の通過宜しきが爲め温き道理なり、是故に冬時に於ける諸君の注意は(一)囚人衣服の特に壓搾したるもの(二)濕氣を含めるの痕跡あるもの、此等に向ては、一時交換の上、乾燥膨脹等の方法を講せざる可らず(炊事若くは水仕事に従事する囚人は一層の注意を要す)若し虚弱の囚人にして感冒等の疑あらんか、法の許す限りは監獄醫に向て特別手當を請求し得べく、一方には(体格強壯なるもの)自然的治療の目的を以て、反て役業に勉勵せしむるの必要あり、是れ人身の新陳代謝機を亢進せしむるの目的による夏時に於ける注意は如何、元來囚人衣服の赭赤色染料は日光を吸收する点に於て白色のものに比し、殆んど一倍なりとす、左れば白色のものに比し一倍の暑を感ずる比例なり、而して此の着色たる稍もすれば皮膚の濕疹を起し易く、獄内皮膚病の一因となりとあり、此場合に於て諸君の注意は彼等の勞働後發汗甚しく衣服濕潤し

たるときは還房に際し、特に注意して乾燥せしむるの方法を取らざる可からず(夏分衣服洗濯の頻繁ならしむるとを要するは勿論なり)加之囚人自らをして可成衣服を汚染せしめざる様注意あらんとを望む、

(第二)飲食物の注意是れなり、凡ての在監人にありては食物は一定の制限と検査とを以て成立するものにしあれば、茲に注意を要せざるか如しと雖も、咀嚼の如何と各人の慣習とを看破し、在監人をして腸胃の疾患を未發に防ぐの手段を講せざる可らず、例之甲刑事被告人は平素(マグロ)に中毒するの習慣あり、然れども彼れ獄裡の人となりたる爲め、止むを得ずして之を食し、爲めに急性腸胃加答兒を發するとあり、又囚人にして平素(ラツキョウ)嫌ひのものあり、壓制的に之を食せしむるときは、反て之を食せざるに増るの狀況を呈するとあり、

此の如き場合には其實況を視察したる上、特別變更等の注意なかる可らず、咀嚼作用の如きも亦然り、老人若くは齒牙の發育不充分なるもの等に向て、壓制的に時間の制限を以て之を強るが如きは、胃腸を損するの恐れあり、是故に万一分乃至十五分間にして咀嚼作用不充分なりと認むるものあらば、宜しく監獄醫に請求して粥食を與ふる等の注意なかる可からず、特に刑事被告人にありては運動の不充分なるか爲め咀嚼は可成充分ならんとを望む、次には飲料是れなり、飲料とし云ば四季を分たず囚人に對して無論煮沸したる白湯を用ひざる可からず、此の白湯と雖も、其飲料多きに過ぐるときは、胃中に於ける消化液を稀薄にし、爲めに消化不良を來すとあるが故に、可成少量を給するの注意なかる可からず、煮沸せざる飲料水は斷して一滴も與へざる事とし若し竊に之を用ひたるものあるときは、相當處罰に付するの決心を要す、然れども諸君の注意として豫め縷々生水の至害を左の標準により囚人に懇諭あらんとを望む、

一、生水は時として各種の微菌を含み病原となりと多し

- 二、生水は胃液を薄して不消化を來すの原となる
- 三、四分六分の四人常食に對し生水の飲用は無論下痢を醸すの原となる
- 四、コレラ腸チブス赤痢等の傳染は生水飲用より來る

五、以上の適例は臺灣に於ける衛生施行の有様を畧述して示されよ

(第三)寢冷、是れなり、寢冷とは讀で字の如く別に解釋を要せざるが如しと雖ども、在監人自己衛生上、暗々裡に疾病の起因となるもの寢冷を以て第一とす、是故に看守諸君夜間視察勵行の如何は、寢冷に因する疾病の多少を以て之を卜すると云ふも敢て不可なきが如し、今寢冷に因する疾病の重なるものを擧げて諸君の參考に供せん、冬時にありては鼻咽喉頭加答兒、喉頭加答兒、氣管支炎、肺炎等呼吸器に關する疾病を起し易く、夏時にありては胃加答兒、腸加答兒等概ね消化器に關する疾病を起し易し、而して其原理は自体の溫度を調節する能はざるものにして、畧して云ふときは寒暖變遷を豫防する衣服其他の功用を全からざらしめざるに坐するなり、此の故に諸君は懇々寢冷の至害を在監人に説諭せられ一方夜間視察の勵行あらんとを望む

(第四)手淫、姦姦是れなり、手淫姦姦は秘密に之を行ふものなれば容易に發見すると困難なり、然れども是は夜中就床中の出來事なれば、矢張視察勵行の如何により、至大の利益あるべきものと信す、今此二者が身体に及ぼす弊害を述べんに、甲にありては尿道加答兒、膀胱痙攣、陰萎并に身体の衰弱にして、要するに人身の抗抵質即ち病に堪ゆるの力を減殺するものなり、乙にありては梅毒の傳染、肛門括約筋の遲緩、其他身体の衰弱にして甲と同一なる結果を顯はすものたり是故に諸君の注意は如何なる点に向て必要なるか、彼の臨時便所を請求するもの、又は顔面蒼白營養不良なる囚人、其他舉証の一として疑を醸すに足るものは、寢具の破綻若しくは

増紙を請求するもの等は是れなり、是等は特に手淫の疑ひあるものたるを了知せられよ、而して彼等一般に向て説諭するの要領は汝等囚人にして万一竊に此の如きの所爲あらんか、必ずや前陳の如き衛生上の至害を醸醸さん知らずや、古來僧侶に肉食妻帯を禁じたるの原理は身体の調和平均を保たしむるの深意に外ならざるを、囚人は實に身体の營養の点に於て一般社會人民に比し、勢ひ不充分ならざるを得ず、是故に在獄中は古代の僧侶と一般虛心平氣毫も此等の觀念を起さず専ら身体の攝養健全を怠らざる様暗々裡に説諭せられんとを望む、

(第五)肺結核の豫防、是れなり、近年肺結核の蔓延は著しき現象にして、各地監獄死亡者の多數は肺結核にあり本縣監獄の如きも毎年死亡者の三分以上は肺結核による、故に一日も之れが豫防を忽にすべからざるなり、從來本縣監獄に於て同患者を隔離せざりしは衛生上の一大欠点にして、有識者の瀕眉する處なり、夫れ肺結核の傳染性は世人の普く知る處なりと雖も、只其傳染経路の目に見へざるよりして、等閑に付するの婉なきにあらす、故に先頃來諸君の了知せらるゝ如く、隔離の方法を施行せり、病監に於ては特に結核室を區劃し各患者には特に堅牢にして蓋ある唾壺を給し、其内へは百倍の昇永水を入れ、若し死亡者ありたるときは濕熱消毒により衣服、寢具、食器に至る迄充分に消毒し、尙万一を豫防する爲め、此の寢具、衣服、食器類は一切他の患者に給せずして、可成同結核患者に給する方法を取れり、而して結核の初期苦くは治癒に傾きたる患者にして輕業に堪ゆる者は、役場、監房を區劃し、殆んど常囚の半役を科して、運動療法を兼ねしめ、毎囚消毒液を入れたる唾壺を携帯せしめ、寢具、衣服、便器、食器を別にせり、畢竟此の如き注意をなす所以のものは、結核傳染の恐るべきものたるに因る、是故に看守諸君にして此等の疑ある患者あるときは、速に監獄醫の診斷指揮を受られよ然り而して病監就役ども該患者をして決して唾壺の外、猥りに咳痰せざる様充分の注意あらんとを望む、

(第六)凍瘡、是れなり、凍瘡の原因は病理上局部に血行の流通せざるより起るものにして、局部の乾燥乃ち皮膚の粗鬆は之れか誘因たり、之を仔細に説明するときは皮膚寒冷に觸る、と久しきに亘るときは、其部の血行不充分となり、遂に全く微枝血管の流通を絶ち、茲に壞疽狀の凍瘡を發するに至る、故に之れが豫防の方法は皮膚を粗鬆にせざると、時々手若くは浸したる手拭等を以て之を摩擦するにあり、是故に諸君の注意は囚人に摩擦の必要を知らしめ若し手足の皮膚粗鬆(俗にゐれる)なりと認むるときは、監獄醫に油類を請求して之を塗布せしむべし、已に炎症を發し赤く腫れたる場合には速に監獄醫の診断を受けしめられよ、

(第七)疥癬の豫防、是れなり、疥癬は皮膚の不潔によるものにして、一種の傳染質を有するものなれば、若し之に罹りたるものあるときは、蔓延せざる内に監獄醫に請求して投薬を促されよ、已に全身に蔓延して他人に傳染の恐れありと認めらるゝときは、速に坐席、監房、衣服、寢具等を別にせざる可らず、現に頃日來疥癬患者は一定の役場に集りて離隔の方法を取れり、梅毒レブラ等の如きも亦た此の法に依らざる可らず、然れども此等の病疾は手足其用をなさざるよりは、全く役業を免するの必要なきにより、只々離隔の必要を記憶せられよ、

(第八)頑癬、俗に田虫は矢張り衣服の温潤皮膚の不潔より生ずるものなれば、是れが豫防の注意は、衣服の乾燥と還房の際、可及的陰部を拭淨するの注意を要す、

(第九)眼病豫防、是れなり、眼病の原因は種々ありと雖ども、特に多きは春季、結膜加答兒にして、此の原因は塵埃の飛散する役場内に就役するものに多し、例之第三役場(記者思ふに稿工場の謂なりん)の如し故に之れが豫防は三月より十月迄は一日二回、役場内塵埃飛散の場所に撒布器を以て清水を撒布し(餘り温潤に失せざる様)暴風雨等の場合を除く外、常に空氣窓を開放し、而して此の時季間は正午の休憩と還房の際に特に洗眼せしむるの注意を

要す、次に多きは營養不良に因する角膜膜表層炎、及び潰瘍結膜乾燥症等是れなり、是等は營養の衰へたる囚人に多きものなれば、貧血衰弱の囚人にして視力不充足を訴ふるものあらば、速に獄醫の診断を受けしめられよ(一昨年來此等の患者に對し適當の治療法を案出し百名以上に經驗し何れも良結果を得たり其治療法は肝油の内服五十倍碳酸ワセリンの點眼なり)次に多きは實布の里性結膜炎、膿漏性結膜炎、梅毒性淋毒性等の結膜角膜炎等是れなり是は何れも傳染性のものなれば隔離を要すると同時に、洗眼器手拭等を別にせざる可からざるにより、速に獄醫の診断書指揮を受けられよ、次には御承知の夜盲なり、夜盲は衰弱したる囚人即ち營養不良より發するものと、日光に直接して就役する囚人に一時性夜盲を發するものとあり、是故に此等の實証ある囚人にして夜盲なりと訴ふるものは獄醫の診断を受けしめられて宜し、概して夜盲と自稱するものは肝油の滋養物たるを知り故意的に診察を乞ふもの多々なれば須く注意せられよ、

(第十)診察出願者に於ける注意、是れなり、輒今囚人の訴ふる疾病とし云へば、以上陳述の外、第一感冒、第二腹痛、第三下痢、第四不食、第五諸關節の疼痛麻痺、第六頭痛、眩暈、惡寒等是れなり、第一感冒と訴ふるものに於ける注意は咳嗽、故意的なるや、自然的なるや、又咳嗽の有様は如何、例之俗に云ふ空咳にして咳痰熱發なきものは詐僞の徵なり、第二腹痛とし云へば他人の察し得ざる自覺的の症候なれば往々詐僞の訴をなすとあり、故に腹痛を訴ふる囚人あるときは平素不食なりしや否や、又は吐瀉を來したるとあるや否や、又食物にして腹痛を起すの疑ひありしや否や、又は平素身体虛弱にして急に寒暖俄變若くは寢冷したる事實あるや否や、又は多量に生水を飲みたる事あるや否や、能々前後の事實を觀察せらるゝときは自ら詐僞なるや否を察知するを得べし、何んとなれば此等の原因なくして突然起るものにあらずればなり、第三下痢の訴あるときは同上

視察の外試に便器を與へて其疑を解かる可し、第四、不食は囚人にして役業の苦を免れん爲に故意的の不食往々是れあり、元來人類は體質の如何により三週間乃至一ヶ月間の絶食に堪へ得るものなれば、兩三回の不食は敢て驚くに足らず、而して不食の原因は其起因する處多しと雖ども、大概は腹痛にあるか、下痢にあるか、或は熱發の爲りなるか、或は嘔吐に起因するか、能々前後の事實を探知せらるゝときは其眞偽を察知し得らるべし、第五、諸關節の疼痛、麻痺等は是れ又自覺的症候にして囚人の詐偽之に出ると多し、例之疼痛あれば必ず紅腫熱の三症即ち關節は赤く腫れて熱あるべし、又麻痺ありとすれば歩行の異狀と知覺を失ふの事實なる可からず是等は特に注意を要す、第六、頭痛ありとすれば熱若くは齒痛等の事實あるべく、眩暈ありとすれば腦に貧血か充血の症即ち眼の赤くなるか、或は身体衰弱等の症あるべく、惡寒ありとすれば戰慄と熱と顔面赤色等の模様なかる可からず、此等は凡て大畧の事なれども爾他出願患者の訴ゆる處に就き、平素の行狀と彼を参照せらるるときは、彼等の詐偽に罹るの憂ひなく、取扱上非常の便宜あるものと認む、

其他、公衆衛生上に於ける注意は是れなり、元來衛生學上の原則として、囚獄監房内にありては、囚人一人に付一時間新鮮空氣の分量は五十立方「メートル」を要し、役場内にありては六十乃至百立方「メートル」を要し、外科病監は一患者に付百立方「メートル」内科病監は全とく六十「メートル」を要し、就中肺結核病監傳染病監は百立方「メートル」を要し、直接間隙の風に當らしめざる様注意することを肝要なり、凡て空氣千分中炭酸の量一以上に達するときは、之に伴ふて有害瓦斯を發生す、是は各人の呼出す炭酸と作業機械等の作用并に創傷咳嗽及び体温に伴ふ蒸發氣即ち發汗等により製出するものにして、是の陳腐なる空氣と交換し得る新鮮空氣の量以上の比例に達せざるときは、即ち一種特異の臭氣を放つべし、故に看守諸君にして監房内役場病監等視察に際し

此の如き一種の臭氣を嗅ぐときは、直に窓牖を開放し新鮮空氣を輸入するの手段を取らざる可らず、然れども烈風暴雨の場合には勿論、可及的間接に空氣を輸入するの手段必要なり、此等は公衆衛生上尤も注目すべきものなるを記臆せられよ、

次には炊事場に於ける汚水滲透の注意と汚穢物運搬即ち糞尿略痰(殊に肺結核患者の略痰)創傷洗滌の汚水并に飲食物の殘餘各種工業上の塵埃衣服洗濯の汚水、此等は非常の注意を以て之を取捨せざる可らず、例之炊事場に於て万一井側の破損等あらんか、此間隙よりして汚水滲透し爲に全監悉く流行性疾病に胃さるゝとあり、現に東京に於て往年コレラ流行の際、上水に於て右汚物を洗滌したる爲め、大に蔓延したる例あり、又東京慈惠病院に於て、或る看護婦肺結核患者の略痰を取捨せんとして、誤てコップを破損し手指に微傷を受け、此の微傷部より結核毒の傳染したる例あり、方々此の如く目に見へざるの注意は、或る場合に於て、非常の裨益あるものなるを記臆せられよ、

次には在監者疾病取扱手續之れなり、從來本監獄の取扱手續は區々にして一定の方針なし、故に之より左の四種の標準により施行せんとす、

(第一)病監入りを要すべきもの、此種類は三日以上に亘るの疾病にして當然休業を要せざれば全治の見込なきもの(第二)病監入を要せざるも就役治療を要すべきもの、此の種類は慢性病等にして身体の衰弱未だ著しからず、尙は輕業に堪へ得るもの之れなり、(第三)甲種の業を營む能はざるも乙種の業に従事し得るもの、此等は片手片足の不具片眼の失明或は片手指片足指の凍瘡腫瘍等之れなり、(第四)三日以内の疾病休業を要すべきもの、此等の種類は一時性腸胃加答兒或は熱度ある感冒、若くは一時の卒倒等にして兩三日間に全治の見込あるもの、

即ち當病として處置すべきものは是れなり、之を要するに疾病あるものは悉く病監入を要すべきものにあらす、病監とは讀で字の如く殆んど娑婆に於ける病院と同一なり、病院に入院する患者は如何なる性質のものなるか、諸君は定て承認せらるゝならん、必ずや世人の認めて重病と見做すべきものなるを、况んや囚人は社會最劣等の人種を以て取扱ふべき性質のものなるをや、要するに獄内衛生の順序は先づ看守諸君をして公衆衛生自己衛生の重すべきを覺悟せしめ、延て在監人一般に及ぼし、茲に獄内衛生の基礎を鞏固にし、病者を減じ死亡者を減少せしむるに外ならず、冀くは看守諸君一心同体、益々勤め愈々勵まれ、而して衛生上の疑議は何時たりとも監獄醫たる吾々に質されひとを望む、要するに在監人衛生に就き尙ほ諸君の注意を促かす件多々なりと雖ども材料全からざる爲め他日更めて報導するの期あらん矣

討 論 會

講

話

客月二十一日虛心亭主人、飄然去て歐洲に向ふ、今正に回航の中、船室に在りて、遠く思ひを討論會に寄せ筆力繰繰なる時なるべし、徐に耳を聴て之を聞けど、適に紙面綴々の聲を聞くあるのみ、讀者諸君次號の發刊を待て

茲に輯録する所のものは、出獄人保護會社設立者原胤照君の發起に出で、去月二十七日青年會館に於て、各知名の士の演說せられたる者に係る、第一席は小河氏(社會と犯罪との關係)第二席は米國總領事、第三席は清浦司法大臣の講話、孰れも皆社會人心をして聳動せしむるに足らざるはなし、今原君の惠送を辱ふし、謹

みて茲に之を掲ぐ但し小河氏講演の分は印刷間に合はざりし爲め、遺憾ながら次号に掲載することと爲せり讀者豫め之を諒せられよ

●米國總領事エン、ダブリユウ、マカイヴヲル氏演說大意

司會者及來會者諸君、余は原君の出獄者保護事業に關し茲に所感を陳ぶるの光榮を荷ふ

余は本國にありしとき此種の事業に關し多少の經驗あり日本に於ても司法上の職に當るを以て頗る同情なき能はず故に本日喜びて招に應じたり

原君の過去の經歷及其成功は既に世の知る所也今や其事業を擴張せんとす世は之に同情を表し之を助成せざるべからず

前辨士は社會問題として本事業を詳論せられたり故に余は此方面に於て説くの要なし余は別方面より感ずる所二点を舉げん

(一)法律なるものは吾人行爲の規範にして吾人は之に服従せざるべからず今本事業を考ふるに毫も法律の精神と抵觸する所なし、英米兩國に於て法律教科書の初に左の如き文句を見る曰く「法律は改善せしむ復讐を行ふにあらす」と

夫れ犯罪者にして加刑せらるゝはその改善の爲也故に處刑の後には復讐を得て再び國家の保護の下に立つべきもの也

犯罪者を罰するは其法律の威嚴を瀆せるが爲也

犯罪に對する復讐をなすが爲に非る也世の父たるもの其子を懲罰するはその過を改めしめんが爲のみ法律も之に異らず故に法律は壓制者の法にあらず

親父の法也則ち上帝の法也

刑法に關する誤見は法律を以て被害者の利益の爲に存するとす、若し然らば何故に犯罪者より徴収する罰金を以て之を被害者に與へざるや

法律は廣大也其心父親の如し原氏の事業は能く此の心に合同するものと云ふべし

(二)本事業は必用にして且つ實際的なり、其必要なるは何人も之を知る、されどもその必要の範圍を明にせざるべからず、出獄者なるものは在獄中多くの苦艱を嘗めたるのみならず、刑の印象は永く其身に存し自ら之を知り人之を知る、既に斯くの如し何ぞ自重自尊の念あらんや、それ自重は人をして善良なる市民たらしめ善良なる友たらしむ之を欠くものは眞に憐れむべきものなり

出獄者はその意志の損傷せるものなり、自ら顧みて希望少なし斯くの如き者に對して政府も社會も望を屬すると難し

原君の事業は出獄者の心中一点の希望にても幸に存するあらは之を立てしめ之を養はしめ漸く之を恢復して善良なる市民となし以て國家の用に供せんとするものなり其必用眞に昭乎たり

本事業は盲動的の慈善にあらず出獄者にして單に救助に與からしむるにあらず彼等として自助の道を得せしむるにあり彼等に自立すへきの便宜を供するにあり世若し人あり助を受くるとを要せばまた此種の助を得んとを欲すへし

出獄者の能力を保護し世をしてその暗黒なる過去の印象を認めしりや漸次之を改善せしめ之を自立せしむ其事業の實際的なる尊崇すべきにあらずや

嚮きに日本の不幸なる國喪の結果として今や此事業の必要を陪層し來るものあり予は大に之に同情を表し又諸君の同情の懇篤ならんとを祈る

●清浦法相の演説

荒浪市平速記

私は放免囚保護事業と云ふ事に付て聊か考ふる所を述べて諸君の靜聽を煩はす積りでございます、然るに曩に小河滋次郎君が諸君に向つて監獄並に放免囚保護の事に付きまして幾々演説せらるゝ所がございまして殆ど餘地を存せぬ様な次第でございましてから聊か簡單に述べたいと考へます

人文の程度を進め社會の幸福を増進せしめて参りますには吾人が爲さねばならぬ仕事と云ふものは實に澤山あります、或は國家事業として政府の力を以てやらねばならぬ仕事もあり、又は公共團體の力を以て爲さねばならぬ仕事もあり、若くは私人的慈善事業として爲さねばならぬ仕事もあります、獨り此政府は万能力を備へたるものであると信じて總ての仕事を政府の力にのみ依つて爲さしめんと欲することは是は到底出來ない話でございまして即ち此國家並に社會の仕事と云ふものは種々なる機關に依つて夫々仕事を運ばれて行くのでありませぬければ到底社會の健全なる發達を見ると云ふことは出來まいと思ふのでございまして、單に政府の爲す所

にのみ任せて行くといふことにしましても國家的事業として政府の爲すべき仕事といふものは各々仕事の限界もある次第でございませうからしてさう際限なく届くものでも無い、然るに政府の爲すことは政府の力にのみ存して公共團體の力に依つて爲すべき所も充分届かず私人的慈善事業として爲すべき事柄も充分運ばぬと云ふ様なことであつて見ますれば則ち此の如き社會此の如き國家と云ふものは不具なる國家、不具なる社會と評するのは少し酷に渉るかも知れませぬけれども其要するに營養不十分なる身体と評するも決して誣言では無からうと思ふのでございませう、即ち之を身体に喩へて見ましても主腦あり四肢あり其他各支管あつて各々其司る機能に依つて夫々働いて而して全身全体の健康を保つて行くやうな次第であります、獨り政府の力に依つて國家事業のみ進められて行くが其他の事柄がサツパリ發達せぬと云ふ次第であつて見ますれば則ち一部營養を缺く所の身体も同様であると言はなければならぬと考ふる、追々文明の程度が進むに随ひまして人民生活の度も高まつて参りまするし又機械力其他の發達に依りまして即ち此人民の職業の區域杯といふものも縮められて参ります、夫等の邊から致して文明の進むに隨つて追々人民生活の程度が高まり次第に困難に赴くと云ふことは是は歐米諸洲の事實に徴して明かなる次第であります、

人民生活の困難といふことが即ち此犯罪を誘起する所の一の大なる原因であるといふことは又申すまでも無いことである、故に文明が進み人民生活の困難なるに隨つて即ち一方には又犯罪を豫防する所の方法といふ様なものが充分に發達して行かなければならぬ、夫に付きましては勿論教育の發達といふこともありませうし或は宗教心杯が厚くなつて來なければならぬといふ様なこともありませうし監獄の改良も必要でありませうし不良少年子弟の感化學校といふものも必要でありませうし即ち此放免囚の保護事業といふ様なことも必要でありませうし其他各般のことが是に伴つて發達して行かなければならぬといふことは固より論を待たぬ話である即ち歐米諸洲に於きましても近世は社會問題が餘程八益しく唱へられて居る又一方には殖民政略といふ様なことが盛んに行はれつゝある、是等はどうかと申すに段々此生存競争の世界に於て次第に生活の困難になる点から致して社會問題も起り又一方には我國內の生産力のみを以て充分生活を保つて行くことも難いといふ点から之を海外に押出して殖民政略といふ様なことを専ら務めて居るやうな拙梅である、幸ひに我邦に於きましては絶海の孤島でありまして直接に各國の競争場裡に立つて居ない所からして未だ甚だしく夫等のことを人々が感ぜさせぬけれども其遠らずしてさう云ふ様な状態を感ずることは是は見るべきことであらうと思ふのでございませう、

明治維新以來我邦の文明も追々進歩して参りまするし殊に二十七八年の戰役以來は是まで日本といふ國は世界地圖の中に於て如何なる邊にあるものであらうか或は支那の一の屬島でもあらうかどまで世界の人に知られなんだ我日本帝國も一旦世界の檜木舞台に躍り出で今日では世界の人々の視線が多く此日本と云ふ帝國に注がれて居る有様である、依つて世間の人も膨脹せる日本とか大々的日本とか東洋に於て覇權を握らなくてはならぬとか甚しく大言壯語を試むる、若い人杯は進んで世界の覇權をも占めなければならぬといふ様なエライ壯んだことを言つて居る其志氣の壯なることは夫でも宜うありませうが退いて我國內の有様を見ればどうかと云ふに國家的事業として爲さねばならぬ所の事業といふものも未だ大に發達を致して居ない或は公共的の事業として爲さねばならぬ仕事といふものも大に發達しない、又私人的慈善事業として爲さねばならぬ仕事杯は如何なる有様であるかと申しますれば誠に慨嘆に堪へない有様である、僅かに小さなものが一つ二つ興るかと思ひま

するど何か開業の祝典を擧げて數日ならざるに最早殆ど消へた様な有様である、喩へば初りの有様は春雨に筍の芽を出す如き勢ひを以て生まれるかと思ふど何時の間にか最初の勢ひは丸んで失ふて仕舞ふてサツバリ發達しないといふ有様である、夫で我邦が東洋の覇權を握らなくてはならぬ、否一步を進めて世界の覇權を握らなくてはならぬ杯と大言壯語するにも似ず誠に内に顧みて見ますれば慨嘆に堪へぬことがあつて殆ど不具の國家不具の社會であると申せば餘り酷過ぎるかば知れぬけれ共如何にも營養不充分の國家社會であるといふことは免かれぬ話であらうと思ふ、

我れ餘程の奮發力を以てしなければ此國家を充分發達せしめて行くことは殆ど難からうと思ふのでございませ、色々此慈善的私人事業としてやらねばならぬ仕事も數ある中に於きまして放免囚保護事業の如きは必要なる業であらうと思ふ、放免囚保護と申しますことは讀んで字の通りのこととございまして罪を犯し刑に觸れ監獄に拘禁せられた者が放免せられて此社會に出た場合に方つて此者を引受て世話をするのが即ち放免囚保護事業である、即ち彼等は其犯罪の原因も種々ありませうけれ共多くは貧困に陥つて罪を犯し而して長く監獄に於て繯綫に掛り苦役に服した末に此社會に出て見ました時に其依るべき所も無く就くべき職業も無く頗る困難な點からして彷徨として其適從する所に迷ふといふ様なことでありまして夫が爲め已を得ずして日ならず復た再び罪を犯して獄に繋かるゝといふ様な不幸に立至るのである、夫故に此放免せられたる所の者を引受け夫々世話をして再び犯罪することも無く即ち人間並に生活の出來て幸福を得せしめて行くといふことはは博愛義侠なる同胞人士の宜しく務めて行かなければならぬ事業であらうと思ふのです、是れまでも保護事業といふものは我邦に全く無かつたでも無い、隨分各府縣にも興したことがあるのです、併ながら或は資金の乏しき爲め或は其方法の宜しきを得ざる爲今日に於て放免囚保護會とでも云ふ様なものに觀るべきものは殆ど無い様な有様である、

此放免囚保護の仕方に付きましては種々様々であらうと思ふのでございませが先づ私の考ふる所では此事は既に新聞上にも公けにしたこともありませが今日監獄改良に付きて各國皆分房制度を取つて居る、是れはどうかど云ふに罪惡といふものは一種の遺傳症又一種の傳染病のものであるから成るべく之を隔離して而して罪惡の互に相通せぬ様に務めて行かなければならぬと云ふ所から専ら分房制を取ることになつて居る、又全く分房制ならざるも其罪惡の傳播を防ぐ爲め隔離法といふものを充分取つて居る様な次第である、然るに監獄に於ては罪惡の傳播を防ぐか爲に分房制度を取り若くは分房ならざるも隔離法を取りつゝあるに出獄者は即ち放免囚保護會といふ様な所で一の授産場の如きものを設けて而して同一の授産場に羈束せしめて仕事をさせると云ふ様なことになりましては監獄に於て隔離の精神を以て其囚徒を待遇したる所の精神にも或は背きはせぬかと考へるのでございませ、夫で放免囚保護の仕事としては彼等が監獄より出るや否や寸時も早く彼に相當なる宿所を得せしめ、監獄より出づるが否や寸時も早く彼に正しき職業を與へる、此正しき宿所を得せしめること、正しき職業を得せしめることの二つの世話をして行くことが最肝要であらうと思ふのでございませ、

夫で獨逸あたりでも保護會の施設する方法に至つては種々變つたのもありませが共多くは此保護會といふものは監獄と連絡を附けて而して其保護會員としては種々なる人もありませ或は内務省の役人もあれば司法省の役人もあり或は監獄の役人もあり或は宗教家おれば學者もあり其他實業家としては種々なる實業家なんども這入つて居ります、保護會と監獄とは連絡を取つて而して囚徒の何某といふものは來る何月何日が放免期である

といふことであつて見ますれば監獄は即ち夫を保護會の方に通知をする而して此何某と云ふ者はどう云ふ仕事が出来て其年齢はどの位であるといふてヌッパリ其者の素性技倆と云ふものを監獄から通知する、さうすれば保護會に於ては時々會を開きまして即ち此者は裁縫が出来るならば裁縫會社の例へば森村組で引受けて之を職工に使はうとか或は是は卷烟草の製造が出来るといふ者であつて見れば煙草製造所が引受けて之を世話をしやうといふ様なことにして即ち其者が出獄するや否やを待つて直に其歸する所を得せしめ其職業を與へる、斯う云ふ様な方法を取つて居るのがあります、是が先づ保護事業のやり方としては適當なことであらう、逆もそこ

に一つの寄宿舎を設けて寄宿舎の中に於て一定の仕事なり又は各人各別なる種々な仕事をさせて而して之に衣食を給するといふ様な方法を取つたならば之を維持する經濟の上に於ても随分困難な次第であらうと思ひます先づ保護事業としてのやり方はそこらが一番宜しきを得たものであらうと考へるのでございます、是等の仕事といふものは博愛義侠なる人々の賛成を得而して之を世話する人といふものか猷身的、所謂我身体といふものを其事業に籍めて専門的にする位の人が無ければ此の如き事業の發達といふものは餘程六つかしからうと思ふのでございます、勿論斯う云ふ慈善事業に向つては或は餘所の國でも先刻小河君が述べられた如く帝室の恩賜もありますし或は公共團體の補助もあります、夫々の補助のあることは是は相當なことであらうと思ひまするが兎に角或は帝室の保護とか國家又は公共團體の補助と云ふ様な事にはのみ依頼せずして社會の仁人義士が之に向つて一滴の涙を注ぐといふ様なことにならなければ到底此の如き慈善事業の發達といふものは六つかしからうと思ひます、社會の仁愛なる人々の一滴の涙といふものが流れて即ち慈善の泉となつて混々として此保護會に注入せられ而して此保護會といふものが追々發達するといふ様なことになりすれば則

ち是亦我社會の犯罪を少からしむる所の一の機關となり我社會を清潔にする所の一の藥劑ともなる様な次第であらう

實に我帝國の大都府たる所の東京に於てすら尙一の放免囚保護事業の興らぬ杯といふことは誠に慨嘆の至でありますが幸ひに原胤昭君の盡力に依つて此の如き事業が興り又一方には三好退藏君留岡幸助君杯の主唱に依つて感化學校杯といふ様なものも、追々成立せられる様な運びになつて居る様でございます、深く我國家我社會の爲に喜ん次第でございますからどうぞか獨り此會場に列なる諸君のみならず我々の此聲といふものは各地方にも徹底して世の仁愛なる人々が此の如き慈善の事業に向つては一滴の涙を注がれむことを私は切に希望致すのであります

(終)

雜 錄

●重罪囚徒の費用を國庫支辨に移すの

法案

(其の顛末)

嗚呼、囚徒費用に關する法律案は終に握り潰しとされり、予輩今爰に之を云爲するは、恰も死兒の齡を數ふるの愚に似たりと雖も、其の法案提出の理由顛末を序

し、讀者の一粲に供するは亦多少後日の參考になるものなきにしもあらず、

抑本案を提出せられたる理由と云ふを聞くに、現に集治監に拘禁しある處のものは、重罪囚の一部たる徒流刑囚並に舊法懲役終身の男囚にして、地方監獄に在るものは爾餘の重罪囚及輕罪囚なりとす、然るに現今刑法の重輕罪を區別したる精神より考案さるゝときは、(其の實態の如何は兎も角)重罪囚と輕罪囚とは檢束處置の方法を異にせざるを得ず、依て之を集治監に移し

集治監と地方監との拘禁囚を區別し、以て刑罰執行の完實を期し、一面之に依て以て國庫支辨の幾分を實行し、地方經濟の負担を軽減すべき旨趣なりと、而して集治監の現在員を見るに、勅令第七號減刑恩赦の結果として大に減少し、從來の計畫に係る諸般の役業も遂かに衰弱し、特に北海道の如きは一二の分監を廢止するも差支なき迄の境遇に至りたれば、今地方の重罪男囚を集治監に移すも、國庫の負担は毫も増加を來さざるのみならず、三十年度三十一年度に在りては、却て餘剰を見るの姿なり、左に減刑前後の重罪囚員を掲げ參考に供す、

監名	定員	減刑前	減刑後	定員に比し不足
内地三集治	四千九百人	四千五百六十六	三千四百〇六	千四百九十四人
監	七千人	六千八百四十一	四千二百一十一	二千七百八十九人
北海道本	六千人	四千二百一十一	二千七百八十九	三千二百九十七人
地方に在る	六千二百〇八人	三千二百九十七		
重罪囚				

右の如く集治監定員に四千二百八十三人の不足あれば地方の重罪男囚を悉く容るゝと爲すも尙は餘裕あるの有様にして、其外六ヶ年間の推算は左の如し、

四一日貳拾錢の割合を以て算出したるに依り實際の費額に至つては尙之よりも多少の減額を見るに至るへし

集治監費の増額は以上の如くにして今地方費の減額を顧みるに

三十年度 三千九百五十二人 二十八万八千九百九十六圓

三十一年度 四千五百七十三人 三十三万三千八百二十九圓

三十二年度 五千九十八人 三十七万二千五百五十四圓

あり斯の如く諸般の点に於て便益あるを以て、其筋に於ても、早急に之を取調を爲し、關係各省に協議せられたりしが、議會會期切迫せる拓殖務省に於ての評議少しく遅延せしめて、三月十八日漸く議事日程に登り、第一讀會は二三の質問にて直ちに委員へ附托せられ、四月廿二日廿三日(廿日廿一日は休暇)の兩日委員會を開きたりしも、議會會期は廿四日限りのことなれば、到底兩院經過の日なきを以て案は不幸にも遂には、到底兩院經過の日なきを以て案は不幸にも遂には、委員會の手に握殺せられたり、嗚乎千古の好機之を失したるは國家の爲め、寔に遺憾とする處なり、予輩は一切に希望す、當局者は須らく奮勵次期の議會に於ては

拘禁囚員並ニ集治監費増加推算表

(地方の重罪囚員も加算す)

年度	別	員入	監計	出	監死	亡計	年度別一万人九百人
三十年	〇	九四	一、二八	一、三三	三六	一、七六	二〇〇五
三十一	二	九七	一、二九	一、三六	四〇	一、七三	二〇〇六
三十二	二	六六	一、二六	一、三三	三七	一、五三	二〇〇九
三十三	二	四九	一、二二	一、二七	二七	一、五二	二〇〇九
三十四	二	五九	一、二四	一、三〇	三一	一、五二	二〇〇九
三十五	二	五三	一、二二	一、二六	二六	一、五三	二〇〇九

而して本案改正の上、將來に於て増加すべき囚員及集治監費の増加額は凡そ左の如し

三十年度	定員に比し増加せず	上	一四九	一万八百七十七圓
三十一年度	正員に比し増	上	四九九	三万三千五百七圓
三十二年度	全	上	六二三	四万五千四百七十九圓
三十三年度	全	上	九二九	六万七千八百七十七圓

備考

一、費額計算の方法は在府縣獄囚徒費の例に準し一

必ず之が經過を期せられんことを、左に法案を掲げ參考の一助とす、

囚徒費に關する法律案

重罪の刑に處せられたる男囚及舊法懲役七年以上の男囚の拘禁及護送に關する費用は國庫より支辨す

此の法律は明治三十年四月一日より施行す

理由

從來集治監に於ては徒刑流刑及舊法懲役終身に處せられたる男囚を拘禁し、地方監獄に在ては其の他の重罪囚及輕罪囚を拘禁せり、然るに重罪男囚と其の他の囚徒とは其の檢束處遇を異にせざる可からざるを以て、今日の如く同一監獄に拘禁するは其の當を得たるものに非ず、因て監獄則第一條を改正し府縣拘禁の重罪男囚は悉く集治監に拘禁し以て刑罰執行の目的に適はしめんと欲す、此の如くするも、國庫に在ては、本年一月三十一日減刑の結果、其の囚徒減少したるを以て、明治三十年度に於て別に増額を要せざる見込なり、

看守勤務法に就て

(一晝夜勤務と爲すも可ならん)

看守勤務法は大体に於て晝夜勤務に區別するを要すと

雖も、監獄の大小定員の多少に依り、絶て分勤法を用るに於ては不便ある處なきにあらざるよしにて、從來一の問題になり居りしが、其の筋にても、全然分勤法を施行せしむるは今日治獄の進歩を期する上に支障あるを認め、曩に何指令等にて晝勤夜勤及一晝夜勤務と三様に區別するも差支なきことにせられしが、尙ほ看守勤務法の如きは、主務者に於て干渉するまでもなく典獄の見込に任せ、適宜の方法を設けしむるを可とするの議論あるよしなれば、不日訓令又は通牒等にて、一晝夜勤務の方法を開かるべしと云ふ、

●巡查看守俸給令改正の内議

(一日も速かなるを望む)

巡查看守の人を得るに困難なるは、畢竟職任重くして俸給少なさに依る、物價高貴にして一般の勞銀騰貴したる今日に在りて、巡查看守の志願者少なきは理の應に然るべきことにしあれば、今や漸く俸給令改正の必要に迫り、之が内議ありしと云ふ、而して改正の俸給は如何なる点まで昇し得るかは知らずと雖も、只其の案の一日も速に發布せられんことをのみ切望す、兎に角、改正せらるべき俸給令は意外に高給の額もあるべしと云ふ、

前局長に向ひては本會設立の始めより本會の事業を擧揚誘掖せられたるのみならず、君か警保局長の職に在るや監獄事務上一大光輝を發揚するに到りしは本會の深く敬謝して措く能はざる處なり、依て茲に感謝狀及金印壹顆を呈すと述べ、更に岡田學士に向ひ公務の餘暇筆を本會雜誌に執られ、其の釋く處適切懇訓、實に讀者を益すること少しとせず、這般歐洲留學に際しては、益各邦にわたける刑罰の制度、監獄の模様、詳細報導せられんことを請ふ等の旨趣を以て、縷々本會の希望を屬せられぬ、次で庶務委員長長屋又輔氏は左の感謝狀を朗讀し之を小野田局長に呈せり、

感謝狀

臺下の我邦治獄上に係り明治の首年より力を斯道に盡竭され、歐洲の制を酌て、我邦の制を設て之に裨益を與ふるや、其比を見ず、回顧すれば明治廿一年、我協會の起るに方てや、臺下の職治獄の道に直接關與せずと雖ども、其擧を贊翼せられ、會規の制處務の法書籍の寄贈等、本會の爲め盡瘁せられたるの効跡しどなます、是を以て本會曾て評議委員の議決を經臺下を推して特別會員と爲したり、其後内務省警

しどか謂ふ、

●新舊岡局長の送迎會

(上野松源樓に開く)

曾て警保局長の交代ありし當時、本會に會て新舊両局長の爲め送迎の會を開設すべき計畫なりしか、其當時議會開設に迫り種々の支障ありて遷延し、又英照皇太后陛下の大喪に丁りたるを以て、暫く之を中止せり然るに特別會員岡田朝太郎君、今回歐洲留學の途に登らるゝを以て之か送迎の會を兼ね、去月十八日上野松源樓に於て開會せり、來會者は寺原警保局長、小野田前警保局長、岡田大學助教、有松内務省書記官、浦監獄課長、坪井羽村の兩監獄課員、井上法學士(辰九郎氏)并に本會役員、石澤謹吾、小原重哉、長屋又輔、其他庶務委員、調査委員等、十余名にして寺原警保局長を本會特別會員に推撰し其の承諾を得、又小野田前警保局長へは本會より感謝狀及金印を贈呈せり、今其の概況を記さん、席定まるや、調査委員長小原重哉氏先づ開會の旨趣を述べたる上、寺原局長に向かひて將來本會に對し鞭靴補翼の任に當られんことを請ひ、且役員會の決議に依り、特別會員に推撰したる旨を述べ、小野田

保局長の職に榮進するに迫んで、益々其の管掌に屬する治獄の法に就て革新を致したること多し、然るに今回職を去り暫く林下に優游するに至る、我等此際に遭遇し、僉臺下の徳字を欽慕し、嚮轅愛惜の情措く能はざるものあり、因て茲に謹で金印壹顆を左右に呈し、臺下高德の萬一に答へんと欲す、乞ふ涓埃の微衷を諒せられ之を受納あらんことを、

大日本監獄協會總代

庶務委員長 長 屋 又 輔
調査委員長 小 原 重 哉

特別會員

小野田元熙殿

右終りて後、少野田前局長は曰く本會々員の列に加はると雖も、微力の敢て益する處なきに拘はらず、鄭重なる謝狀及物品を贈らる、慚愧措く處を知らず、將來亦野に在ると官に在るとを問はず、微力の及ぶ限りは以て斯道に盡すべしとの挨拶あり、又た寺原局長は曰く特別會員の榮、謹て之を承諾し、尙將來斯道改善の策は先輩、小原、小野田、石澤等諸君の垂教を請ひ斯道の發達を期すべしとの旨趣を述べられ、岡田學士は滯歐中送る處の資料及歸朝の滿囊は助めて本會の歡迎

を期する覺悟なりとの挨拶ありて、後、宴に移し各款を盡して散會せり、

●小河滋二郎氏の報告會

(其の模様筆記は次號に)

萬國監獄會議派遣の委員小河滋二郎君の齎し歸られたる會議の模様及歐州各國に於ける獄則の有様等の報告を請ふ爲め、本會主唱となりて集會を催さんどて、夙に計畫する處ありしか、該會には内務大臣其他斯道關係の貴顯も出席すべしとの事なれば、夫れ等の都合にて機に至るを待ちつゝありしか、漸く内務大臣其他の都合を聞合せ、去る十一日に決定し夫々通知を發せし處、内務大臣に於て俄かに鑛毒地へ出張ありし爲め、又々延會し、來る廿五日頃開設の筈なり、當日は各府縣典獄諸君の來會も多かるへし、報告の筆記等は次號に掲載せむ、

●旅費の増額

(規定旅費額を減したる處あるか)

地方の狀況に依り委任官以下巡查看守に至る規定の旅費は管内に限り減額したる處ありて、如何にも現行の旅費規則の多額に過るやの感ありしか爲めに、一旦旅

費額増加の論議ありしも、之をして躊躇せしめたりと今日の實況何れの府縣にても規定の旅費額にては多きに過るか如きことあらざるべし、特に巡查看守の如き轉任の際には、随分困難を感する實況なれば、府縣知事たるもの、須らく考一考し、其の減額したる處は之を規定額に復するの注意あらざるべからず、

●警察留置人の賄費

(増加せらるへしと云)

是亦物價騰貴に伴ふの結果、從來の二錢五厘以下にて留置人を賄ふは到底爲し得ざることなれば、監獄則改正の際、之を四錢以下と爲すへしとの議論もありて、曩に本誌にも掲載したることありしか、右は刻下の急務なれば、監獄則改正を待たず、別に改正の達しあるへき趣なりし、

●集治監より送還囚徒の別房となり

し者

(便宜府縣に拘禁の詮議中)

本年一月訓令第八十六號に依り、北海道集治監より減刑すへき囚人を、府縣に送置し放免せしめたるもの、内、引取人なくして別房に留置する者は更に稟申すへ

き旨定められたりしか、右は全く引取人なきものの員數を調査したる上或は其儘府縣に留置すること、爲るべしと云ふ、尤も減刑放免言渡當日よりの費用は本年二月訓令第四號に依り集治監費を以て支辨し、又若し別房人押送の場合に在ては其費用は集治監費を以て支辨するものなりと、

●監獄の凶事

(後來の鑑とならんか)

本誌として寔に筆するに忍ひざる所なれども少くも治獄社會一般の注意を惹き起こし、他の鑑戒たらんことを期し、左に聞くが儘を略記す、
近時囚徒の逃走頻々たり、特に逃走の方法何れも巧にして、神出鬼没測り知る可からざるものあり、
吏員金庫より金を取り出し、加ふるに備品を窃取すること數点、
看守囚徒の詐言に迷ひ、終に逃走を遂げしむ、
看守囚徒と共に謀し素品を窃取す、然も其の共謀者數人以上は必ずしも道聽途説に非ず、此の如きの失態監獄改良を計ると云ふ今日に於て慚愧の極、由斷大敵、福島事件の如きことなしとて案心する勿れ、

感化保護

現に東京府下に在て、今尙は熱心に企畫擴張に盡力せられ、創業の際にも拘はらず其効果の觀るべきもの多き、彼の原胤照氏の主唱に係る出獄人保護會の情況は、左の如し、我輩は偏へにその成效せむことを祈る、讀者希はくは一片の同情寄せよ、

●原胤照氏設立の出獄人保護會社

出獄人保護並寄宿舎設立の趣意

英照皇太后陛下の崩御あらせらるゝや上下誠惶哀悼切實を極めざるはなく殊に我が 天皇陛下に於かせられては深く御哀傷遊ばされ恩恵を億兆に及ぼし玉ひ鐵窓の下に呻吟せし罪囚も或は大赦の令により或は減刑の令により出獄を許され茲に再び青天白日を仰ぐに至れり 今上陛下至仁至愛の高徳今更申すも畏くけれど誰れか感涙に咽はざらん

既に減刑大赦の恩恵に浴して出獄す先きの罪囚たりし者も亦た深く 聖恩の忝けなきに感泣して其の舊惡を悔改し國家の良民と爲らざるべからず然れども舊惡の

餘染未だ容易に去る能はざるに社會無數の惡類亦た之を誘惑せんとする者あり是れ實に志士仁人が己を忘れて彼等を保護し罪惡の誘惑に陥らざらしめ舊惡の餘習を脱して正業に就かしむるに専念せざるべからざる所以なり然らずんば大赦減刑は却て社會害毒の種を増し剩さへ我が今上陛下至仁の恩恵をも空ふするに至るべし是れ豈に有志の士の苟も看過すべき所ならんや

胤昭不肖固より其の人に非ずと雖も明治十七年より兵庫假留監に同廿一年より北海道集治監監教誨師に聘られ身を以て五千有餘の罪囚に親接し日夕教誨に従ふこと通じて十二年此の間舊行を改め寛典の恩に浴して出獄したる者少からず而して皆能く正業に復して昭代の良民と爲れり胤昭故ありて昨午職を辞し歸京したるも未だ曾て一日も罪囚救護の事を忘るゝ能はず常に二三の出獄者を寄寓せしめて保護善導する所ありき然るに今茲不幸 國太母の崩御に遭遇し哀悼の涙乾かざりしに何を圖らん余が多年心身を勞せし幾千百の恩令に由りて出獄を許され續々余に向つて一身の保護を托し來らんとは余は大赦の恩令を感泣すると共に彼等が殊勝にも悔改遷善正業に復せんとするの希望に感激し家業

るに至るべしされば先づ彼等を保護して社會の濁流に近づかしめず徐ろに社會の實際に通曉せしむるを要す之を爲すには適當なる寄宿舎を設け一定の規則の下に起臥労働せしめ其の所得を監督儲蓄し茲に一家獨立の生計を營むに至らしむるを期せざるべからず彼等の中には或は大工あり或は左官あり或は鍛冶職あり或は裁縫師あり其の他多少の藝能なきはなし以て勤勉勞服せしめば一身獨立の資を得ること甚だ難らず殊に幸なるは在獄中服役労働の結果として多きは五十圓少きも十圓内外の儲藏を有す故に之を以て適當なる事業に従事するに至らしめ同時に此の些少の資本を基礎として勤勉力行を加へしめば彼等も亦た必ず既に幾何かの資本あるを樂しみ他の信用を博するを喜び愈々茲に正業歸順の志を堅ふすべし況んや朝夕不肖と雖も胤昭親しく彼等を誘導し知友誼賢亦た感化訓戒を與へらるゝあらんとする其の必ず舊惡を悔ひて善に遷り正業を營める良民なるべきは胤昭が十數年の經驗に徴し斷乎として信する所なり而して此に至らしむるには實に一棟の寄宿舎を要す固より風雨を掩へば足れり然れども少なくとも四五十乃至百を容るゝの建築を要す是れ實に大方

の餘暇彼等を保護するの擧を爲すに至れり茲に於て去一月三十一日以降余が保護善導したる者は二百十八名而して之に職業を與へ或者は誘導して親戚の許に歸順せしめ今尙余が家に寄宿して各種の業を執りつゝある者八十一人此中被監視者四十八あり

夫れ一人の囚徒を保護教誨正業に就かしむるだも容易のことに非ず況んや此の如き多數の出獄人をや、縱令胤昭心身を勞して斃れて已むも固より辞する所に非ずと雖も微力到底此の多數を支ふるの資を供する能はず是に於てか謹んで我が義俠博愛の仁人諸君に訴へ其高助を乞はざるべからず仰ぎ願はくは之れ胤昭一己の事業に非ず實は我が四千万同胞の事業なるを思ひ同時に今上陛下の聖徳に答へ奉るの擧たるを考へ一片の同情を免因の保護に傾けらんことを望む

思ふに彼等出獄者は少なくとも十數乃至二十有餘年間鐵窓の下に服役せざるはなし今幸に赦免出獄の身と爲りしと雖も社會の事情に通せず甚しきに至りては銀貨の多寡を算する能はず殆んど盲目の如きあり之を驅りて一朝競争激烈なる社會に入れんか忽ちにして他の壓倒詐術惡計に罹り遂には再び罪惡を犯すの已むを得ざ

の力に依頼せざるべからざる所以なり

寄宿舎設立の理由は以上陳る所の如し而して此の擧は實に出獄者をして勤勉の風を養はしむると同時に又た成るべく生計の費用を減するを得せしむる所以たるなり寄宿舎の設立に少なからざる費用を要すると同時に在獄中不幸にして不具に成りし者若しくは老衰して業に堪へざる者あり(現に胤昭の引受たる免囚中盲者一人癡疾二人老衰三人あり)是等も適當なる業務を授け得られざるにあらざるべしと雖も到底他の保護を仰ぐに非ざれば自ら衣食するに至る能はざるべく此等不具老衰の徒を養ふ亦た多少の費を要するなり之を要するに今回赦免を蒙りて出獄したる一万三千餘人の免囚をして正業に歸せしめむなすなくとも其幾分なりとも良民と爲らしめんことは志士仁人の正に希ふ所なるべく而して之を爲すには種々の方法を要し其方法を施すには少からざる經費を要す此の經費の爲めに其の方法を怠らんか折角に宥免を蒙りたる我が同胞再び茲に罪惡を犯し聖明の恩恵を水泡に歸せしむるなきを保せず胤昭實に之を看過するに忍びず況んや區々の微衷亦た大方諸君の諒とせらるゝ處と爲り先きには土方伯清浦

法相岡部子福澤先生徳大寺侍從長殿香川皇后太夫殿其の他有志諸君の同情賛成あるに遭ふをや焉を多少の經費の爲めに此の大切の事業を放棄するに忍びんや至誠眞實を以てする時は茲爾たる罪囚も亦た悔改遷善する者なるは、應昭誓つて斷言せんとす仰ぎ願くは天下の仁人君子幸に微衷を察し一片の同情可憐の罪囚をして正業に歸し良民に復する道を得せしめ玉はんことを謹んで茲に出獄人保護並に寄宿舎設立の趣意を記述して大方の瀏覽に供すと爾云ふ

明治卅年三月

原 胤 昭

協議員 本多 庸 一

全 鈴 木 眞 一

義捐金は神田區南神保町八番地美以教會内、原胤昭宛(爲替は一ツ橋郵便受取所へ振込)御送附を乞ふ義捐金高及御姓名は毎日新聞紙上を以て報じ領收の證とすべし義捐金は總て第一銀行へ預け込み追て收支決算を新聞紙上を以て報告すべし

○第一回報告

一月三十一日より二月二十八日迄に保護善導したる出獄人成績

二百十八人

内 三月一日現在の寄宿者

病者(第二醫院に於て施病中)

新に家を構へ營業する者

常雇となり主家に止泊する者

親戚又は知己の家に寓し就業する者

郷里に歸り就業する者

出稼者(北海道へ)

此二項の内出發後未だ安否の報なきもの六人

二月廿八日現在の郵便貯金額は一千七百五十二圓五十二錢一厘最多額は六十五圓最少額は九圓なり

現在寄宿者の業種左の如し

- 印刷工 五人 爲手傳 十三人 筆耕生 二人
- 紙函製造 一人 雇夫 廿五人 木挽 四人
- 鍛冶工 五人 大工 十二人 石工 一人
- 葺刻 一人 建具工 一人 理髮 一人
- 製本工 二人 指物工 一人 按摩 二人
- 製圖方 一人 表具工 一人 炊夫 二人

既に寄宿舎を出でたる百三十六人中着國未報のもの六人あり着國の報ありたるも未だ就業の報なきもの八人あり其餘は悉く歸國就業の報あり

業種別ては三十三あり其最多を農三十四奉公十三土工十三鍛冶工五とす

寄宿費は金二百十九圓八十九錢一厘(二百十八人に係るもの)

内 譯

- 一五四、一〇〇 飯 米 三、九二〇 漬 物
 - 二二三、九二一 野 菜 一、二、五八〇 薪 炭
 - 五、四九三 味 噌 二、三二〇 石 油
 - 三、三〇〇 醬 油 一四、二五七 布團代
- 寄宿費は寄宿者より一日十錢を徴收す原胤昭夫妻の食費亦同じ此の金百六圓六十錢を前項總金より控除し殘額を義捕金より支辨したり
- 金百十三圓二十九錢一厘

但し被保護人二百十八人に割れば一人につき金五十二錢なり

義捐寄宿附金三月二十一日迄總高

金六百六十圓三十七錢八厘

○原寄宿舎維持規約

一本舎を原寄宿舎と稱す

一本舎を原胤昭の出獄人保護事業を贊助し之を繼續維持するを以て目的とす

一本舎事業のため多少に係はらず金品を義捐せらるゝ者を以て賛助員とす

一賛助員中より若干名を依頼し協議員と定め舎主の協議に與り事業を補翼し會計査閲の任に當るものとす

一舎主及協議員は毎年一回事業及會計の報告をなすものとす

○原寄宿舎設立豫算

一四千圓 寄宿舎建築費

但二階建物惣坪八十坪 一坪に付金五十圓

一金一千圓 舎内備品及建築設計費

但各室備品(布團、蚊帳、枕、手函)炊所備品(鍋、釜、竈、食器等)八十八人分 干燥所全 浴場全 事務

所全 祈禱室全

設計建築監督者手當

合計金五千圓

右は一時募集するもの

○月 費

- 一金十圓 書記生雇費
- 一金十二圓 地 代
- 一金五圓 火災保險費
- 金二圓 家屋諸係り費
- 一金五圓 通信保護郵稅電報料
- 一金七圓 自宅就業者訪問車費
- 一金九圓 盲癡重病者等の愚與寄宿費
- 計金五十圓

右は豫約して月々募集するもの

○協議員 (イロハ順)

- 本多 庸一 子爵 岡部 長 職
- 小河 滋二郎 清 浦 奎 吾
- 三好 退 藏 嶋 田 三 郎
- 伯爵 土方 久 元 鈴 木 眞 一

●京都感化院趣意書

世の移り變るに從ひ人間生計の有様も種々にかはり貧富定りなく子弟の教育充全ならざるより其間には色々良からぬ心を生じ罪惡を犯すの徒も亦多きを加ふるに至れり全國囚人の數年々に多くなりて我京都監獄に

子弟は感化院を設け矯正の法を講じ又放免囚にして頼る所なきものは保護會社を興し之を入れて専ら正業に就き本心に復るの道を授けり其結果として近來は罪を犯すもの尠く且つ再犯以上の囚徒著しく減少せりと我國にても必要の務めとし會て府政よりも獎勵あり今や本府に於ても曩に同志の者と相謀り去二十二年二月葛野郡朱雀野村字西の京に京都感化保護院を設立し放免囚にて頼る所なきものにて歸善の見込あるものは入院せしめ専ら相應の實業を授け以て良民たらしめんことを計らしに同廿九年十二月に至る期間入院總數百二十九名真心改悟正業に基くを得たり今亦之を擴張し新たに感化部を設け不良少年にして親族の情願に係るものは之を入れ徳教を主とし傍ら職業を授け以て之を感化シ諄々斯道の目的を達せんといふ世或は感化保護事業は徒らに惡人を庇護するもの、様思へる人もあれど大なる誤りにて罪人を保護するは則ち良民の害を減する所にして會社の安全を保つの主旨なり況んや不良少年の感化に於てをや然るに其資金は市郡有志者諸君の義捐金に依りたるも如何せん資金不充分に於て殆ど維持に困難を極めしが昨年十二月府會の決議を以て本年度補

於ても常に二千人を減せず毎年之が爲に數萬の地方稅費やすは誠に嘆かばしきことどもなりされど其多き囚徒の中性殘忍兇惡忌む所なき極惡人は稀にして多くは父兄の訓誡を用ひず放蕩無賴にして酒色賭博に耽り又は饑餓の身に迫る等にて僅に金品を得んとするの小盜賊小許僞の罪犯に過す殊に初犯よりは再犯三犯の者多し夫人生れながら良心なきものはあらず故に一朝の迷ひより罪を犯すも一たび捕はれれば身となりて始めて獄中に入りたる時は内心皆自ら悔い自ら耻るの念を生せざるものなし此時に於て能く教へ導けば正業に立戻り良心に復するもの數あるべし今再犯以上の囚徒多き所以は其刑期滿るの後世間に出るも親族朋友の頼るべきなく忽ち衣食住に差支へ苦しみの餘り又良からぬ心を生じ遂に再び法に觸るゝに至るなり之を思へば惘然のものにぞある抑も罪人其者は自ら招く禍なれども一般の良民が此惡徒の爲に生命を害し財産を損じ且之を防ぎ之を捕へ之を養ふが爲に夥多の費用をつひやし加之親族朋友に迄迷惑を及ぼすに至るは實に歎息の至りなり是を以て世の文明諸國は皆有志者力を併せ罪を犯すに至らずと雖も家庭教育修らず不良不正の傾きある

助金五百圓を付下せらるゝと、なり今又其筋に於ては恩賜金御分配を蒙るべき御詮議も之より加ふるに今般御大喪の節御使用の建物京都市へ恩賜の内御分付を受くるに於ては一層本院の事業を擴張し廣く斯道の目的を達せんことを謀り今回下京區元壹組因幡町に於て官有地千二百坪餘の拜借地へ右御下賜の建物材料を以て更に本院を建築し特り保護部のみならず感化部をも創設し兩部とも擴張を計らんとす付ては右建築費金七千圓資本金壹萬圓合計壹萬七千圓を今回募集するの目的なるを以て此際博愛慈善なる諸君希くは本院の趣旨を賛成せられ公益の爲め應分の金員義捐せられんことを切に希望すべし爾云

京都感化保護院

質疑 應答

●質疑

●第二百二十七號

在津輕弘前 北洋 散士

刑事被告人を裁判所へ押送途中に於て其入監以外の党類若しくは縁者に於て、言語形容等を以て巧に罪狀を企圖し、及共犯者の間にありては、殊に相誦するの弊害、比々皆然らざるはなし、之を防過するの任に方る司獄官の苦慮又察するに餘りあり、故に當局者に茲に注意を加へ、護送馬車或は護送船を用ひ、且深笠等を用ゆるも以て充足する能はず、予然余草莽にして識なく經驗に乏しきものなるも、或る時、實地に方り困憊を感じたるまきに於て、想起したるは則ち深笠に「マント」の如き仕立長共々踵上に均しくシ衣体を蔽ふもの、背面は腰部より裂割し、其中頃を紐を以て結束し特に番帳を附し、地質は木綿淺黄色を配重とし晴雨四季に不限、送中并に留置場より公判庭へ出入口まで之を冠着せしむるときは、覆面又は深笠のみ用ゆるの比にあらずして、大に上記する處の困難を防過する上に取りては利益大なるべしと思惟するも、未だ其實施を試さざるを以て、之に伴ふ處の障害はなきや否やを知るに由なし、世の先輩諸士の明教を仰ぐ、

因に曰、以上二品を用ゆるの必要は多くは徒歩押送の場所并に要犯疑獄等のものに必要とす、然れども之に優るの真法あらば謹聽せん

於て五日間若くは三日間を明定して密室監禁の言渡を爲すことあるも敢て違法の處置にあらず斯の如き場合に於ては假令十日以内なるも其の言渡書中記載の五日若くは三日の期間を満了するときは之が更改を爲すこと敢て違法にあらずと思ふなり然らば其の起算點は何れの日なるやと云ふに散士は其の言渡を爲したる翌日を以て起算點と爲す何となれば刑事訴訟法第十五條に此の法律に於て期間を計算するに日を以てするものは初日を算入せずとあり依てせざるなり又最終言渡の日を算入の日休職に當るときは全條末項に依り期間に算入せざるなり

●第二百十四號落岳生に答ふ

在奈良 洋々 散士

質疑の要點は雜居監房の在監人背座は實際上如何なる効用あるかと云ふにあり散士以爲く常人と雖も通常面を接するときは自然談話を爲すものなり然るを背座して監房板に面を接するときは自ら雜談を爲さざるの效果あり雜談は既に反則たるのみならず其の他の反則も亦雜談に起因するもの多しと思ふなり

●全

熊本 一 寒 生

問者は密室監禁更改の期間計算方を質せり刑事訴訟法第八十九條を見るに密室監禁十日を超過すべからず但十日毎に其言渡を更改することを得とあり抑密室監禁は固非常例の處分にして被告人に甚だしき苦痛を感せしむるを以て其時間を制限せざる可らず敢て監禁の要用あらざるも判官の遺志怠慢又は只處分を容易ならしめんが爲等にて永く之を遷延することを許さず因て法文明明に十日を超過すべからざるを定めたり然れども尙ほ監禁の必要ある場合は又更に十日を延期するも之を允許せり然らば之れが計算方法は更改の言渡ありたるまきより

●第二百二十八號

全 人

囚人滿期放免當日、其親戚朋友向のため監署に出頭するものあり、之を應接所若くは控所に控へしめ置き、放免因放免言渡の後自ら白衣を着せしめたる上、前同人の控たる席に於て、本人并親戚朋友に對し、出獄後の心得に關する要領を説示す、専ら親戚知友にありても本人を保護し、本人も亦た其庇護に依り正業を守り再犯せざる機、誓ひしむるを利とするが如し如何

●第二百二十九號

常陸 霞 岸 生

監獄支署には看守部長を一名を限り配置するものなりとせば、勢ひ首席看守をして部長類級の職務を採らしめざるを得ざる場合往々ありと聞く、右にて差支なきや、諸縣の掌務方法を伺ひたし

●應答

●第二百十三號落岳生に答ふ

在奈良 洋々 散士

密室監禁更改の言渡は先の期間中即ち十日以内之を爲し得るや若し爲し得るものとせば後期の起算點は何れの日にありやと云ふにあり散士以爲らく密室監禁は刑事訴訟法第八十九條に依り十日を超過す可からず但十日毎に其の言渡を會改するも之を得とあり由是觀之ひ密室監禁の言渡を爲すや其の言渡書中幾日間と日限の記載なきまき十日間之れが更改を爲すの必要を見ず故に法文にも明に十日毎に其の言渡を更改することを得とあり依て現今の實際に徴するも豫審判事は密室監禁言渡書中幾日間と記載したるを見ず然れども若し豫審判事に

起算すべきものにして殘期より繼續計算すべきものにあらす如何となれば更改は從來の日数を消滅せしめ更に又監禁を始めること云ふの意なれば前殘期より繼續せざるは蓋し明了ならん因て余は法理上又實際の取扱上共に然らざるを得ざるものと信ず

●第二百十七號に答ふ

熊本 一 寒 生

凡法律の命する所に従ひ一事件を執行したる者罪なきは論を待たず唯夫のみならず法律の意を誤解し刑法第三百十七條以下の場合に除く一事件を執行したる者も亦罪を論ぜざるは今更喋々を要せざるべし故に法律の命令し若くは許可せる場合に臨んで人を捕縛せんことを命じたる判官は妄に人を捕縛するの罪を行ひしものにあらず又死刑を執行せしめたる檢事は人殺の罪を犯せるものにあらす故に上官の命令を執行するもの罪なきは其上官職掌内の事を命令せる場合に限るべし例へば軍隊の司令官は司法官吏に命令を下すことを得ず又司法官吏は兵力を以て一擧の鎮制を命するも之を得ず夫れ然り然れども命令を爲すべき上官の命令なりと雖も判然法律に背ける不長のものなきを保せず是れ即ち本問題の起る所にし 例へば軍隊の司令官無辜の人民又は官吏に向て張りて發砲せんことを其兵士に号令し典獄は死刑に處す可らざるものを捉らへ盾守に死刑を執行すべしと命するまきの如し素より兵士と云ひ看守と云ひ共に上官の命令に従はざるを得ざるものなりと雖も如此不法の命令は毫も服従する義務あるものにあらず如何となれば上官と云ひ部下と云ひ共に法律の範圍内に於て運動するものなれば假令上官と云へども判然不法の命令を下す場合に於ては當然之を拒むことを得べきは理の當に然らざるを得ず法律に背く不法の命令

に服従せよとは蓋し命するものにあらず否な命す可らざるものなればなり反之して若し不法の命令を執行せんか執行せし兵士看守を以て全く罪なきものと看做し得べきが決して看做す可からざるや明なり何となれ其命令に従はずして受くべき害と命令に従て爲すべき害とを比較せば自ら釋然するならん乎

●全 常陽 湖 岸 生

職務上々官の命令不法なるときは下級官吏は之を拒むを得るや云ふにあり生思ふに職務上の命令は刑律に觸れざる限りば之れを遵守する義務あるものとす然れども之に對しては自己の意見を飽まで陳辨し若し容れられざるときは勇退するの外に途なきを以て信ぜらる

●全 在弘前 地 洋 散 士

職務を以てなしたる上官の命令にして不法なるときは下級官吏之を拒むべきを得るや否やとあり本問を按ずるに素より事体の如何に據るも雖も概して之を拒むの権利を有せず意見を陳するは下班吏員として聊か差支なし問者も既に知るならん官吏服務規律第二條の命する處又看守巡査の如きは各地方長官に於て服務心得を以て定むるものあり又再意見を陳送するも強て之を容れずして命するときは過失は刑法に於ても之を咎むるものにあらずなり蓋し絶對的之を拒むせば己の職務を抛ち去就を決するのみなるべし

●第四百十八號に答ふ

常陽 湖 岸 生

四人に給する菜量は其食糧に應ずる區分を爲すは素より至當の取扱ひなるに似たれども然れども敢て監獄則に明文なき限りは拘一の菜量給與強ち違法とも思惟せざるにより現地方に於ては後段の方を探り居れり苟も僅少の時間と雖も其當日服せしものは役業に依る食糧を給せざるを得ず又一日間全く免役せしものは四合食に降下するは獄則第廿八條の精神ならん依之余輩は免役者等には其前日の食糧を給與せずして作業に服せざるもの等級により之を給與すること正當なりと信ず

●全 在弘前 北 洋 散 士

四人放免前の食糧は引入前實際使役する處の役業の強弱に依り相當の食を給し其役を科せざるときは無定役囚の庶を以て給するを可とす又免役日に給する食糧は前日迄の量給する方適當ならん已に吾か東北地方各縣に於ては聯合獄事會に於て議決し本按の如く施行せしやに聞知せり

●第四百二十號に答ふ

熊本 一 寒 生

本問要するに拘留の被告人上訴するときは其申立書を監獄長に差出すべきは刑事訴訟法の明文なり然るに親族放番其書類を監獄へ差出し被告人の捺印を受け而して外人より直ちに裁判處へ差出す違法の手續は差支なきやと云へり凡被告を裁判確定に至る迄は上訴権を有する勿論にして其之を爲す手續は拘留中に係る被告人は直接裁判處へ持參するを得ざるも上訴期限に關係あるに依り監獄長の手を経べきに規定あり若し本問の如き被告の捺印を受けて親族放番より直ちに裁判處へ差出したりとせんか個は一の親族より出でて受理せざるを得ざるべし果して然りとせんか親族より出でて監獄長の手を経て出すも苟も期限内は其効力ありと云はざるを得ず而して附言の如き場合ありたりとせんか監獄は裁判處よりの通知なき以上確定の上は之れが執行を始めるを得ざるを以て其不都合の點は裁判處其實に任せざる可らず

●第四百拾八號に答ふ

在弘前 北 洋 散 士

四人に給與する菜の分量に等差を附するは監獄則の精神に乖戾するならんと思考す故如何とされば監獄則第二十八條中菜壹錢以下と單に掲ぐるものは全上也食量の差違に依り菜も亦等差を附するの意にあらざるべし然れども反對論者より觀るときは飯量に俾ふ處の菜なれば自然の利と解するならんも亦自己の臆駭に過ぎるべし假りに之れが等差を附し實施するものもせば菜の種類に依りては其配劑も亦頗る至難なるべし

●第四百十九號に答ふ

常陽 湖 岸 生

四人裁判へ出廷日の食糧は監獄則の明文に従ひ不就役囚の食糧四合を給すべきは素より論なきべし若し左になくして前日從業に應ずるものとせば放免或は繼續換則執行のものも亦八合を給せざるを得ざるべし豈如此同法の趣旨にあらざるべし

●全

熊本 一 寒 生

本問食糧の事は監獄衛生上最も至重の關係を有するものにして治獄家の當に尤も頭腦を痛ましむる處のもの亦此の點にあり現行監獄則第廿八條に依れば一日の食糧を計り勞役の種類年齢等に依り其等級を四等に別てり問者は放免引入の當時及免役日又は服役中と雖も裁判處出廷當日の食糧は其前日の食糧を給與して差支なきやと問へり余輩は本來囚徒食糧の點に至りては兼て持論なきにあらずも本問に對しては左迄至難の點にあらずと思はる如何とされば食糧等級は作業の強弱免役等に依り區別あるものなれば假令引入の當日と云ひ又裁判處出廷と云ひ

と思考す

●全

常陽 湖 岸 生

上訴書類外人より受授の場合に監獄則第廿八條の手續を履みたる上には聊か差支なきものとし取扱ひ居れり尤も本問附言の憂ひに對しては檢事の規程に設けられある執行停止の通知必ず有之標が知せり現に辯護士より直ちに上訴して其旨本人に通信するに至りて初めて監獄にて承知する事もあり若し檢事より通牒なきもせば本問の如き不都合なきにしもあらず宜しく裁判所へ交渉して可ならん乎

●第四百廿一號に答ふ

常陽 湖 岸 生

刑事被告人へ書類を交付するに監獄則の明文を履行せず直ちに本人に捺印せしむるは最も不當の處置と思考す如何とされば若し之れが爲め罪證烟滅通謀等の非擧ありときは監獄署は如何に陳辨するや甚だ危險とす速かに改められんと

●全

熊本 一 寒 生

本問要するに刑事被告人の親族保釋願書を認め之を監署へ呈出し本人の捺印を請ふに當り當該裁判官の檢閱を經ずして本人の手に渡し捺印せしめるときは獄則第三十八條の但書に抵觸せざるや否と云ふにあり獄則第三十八條但書に因れば書類書籍は當該裁判官の檢閱を受けしとあり余は之に答ふるに毫も不法の處分にあらずを知り如何とされば獄則第三十八條の精神又刑事訴訟法保釋を許せる精神を窺ふに當該裁判官の手を經ず監署之を本人に渡し捺印せしむるに又當該裁判官の手に在れば毫も不法の處分と云ふを得ず蓋し總て書類を當該裁判官の檢

閱に供するに犯罪事件に關係あるを慮りし故なり乍去保釋願書は一般書類と異なり拘留の必要な場合之を許すものにして手續の前後に取て問ふ處にあらざるなり因て余輩は精神上但書に抵觸するものにあらずと思考す

●第二百二十一號答案

熊本 一 寒 生

本問保釋請求之場合は本人より之をなし本人無能力なるまきは法律上の代人となすとは刑事訴訟法の規定なるも無能力者に非ざるものにては親族故舊より書面を監督に出し連印を乞ふは法律に違犯せざるの實義は元來保釋其もの性質を研究せざる可らず凡そ刑の言渡確定するに至る迄は被告人を無罪視すべしと雖も又場合に依りては自由を停止せざる可らず自由を停止せざれば証拠の隠蔽或は逃走等の變あり故に仮りに拘禁する實に其理なきにあらず然りと雖も被告事件の証拠十分ならず又被告人も辯護の爲め自ら証拠を蒐め無實を証する場合等要するに拘禁の必要な場合に當り人体の貴重を慮り之れが保釋を許すもの實に文明國の法律其趣けなきものならず由之見之被告其ものより願出るも又親族よりの願書に同意するに當りては之に捺印せしめ差支なきのみならず已に同意せし已上は本人より願出たること同一の結果なれば決して却下すべきものにあらずべし或論者は場合に依り當該官は本人に保釋願書を差出べしと強るとを得べしと論議するものありき右の理由に依り余は本問に對し捺印せしめ差支なしと論定す

●全

常陽 湖 岸 生

四人發信の規定外に特別發信を許可したりと雖も其翌月に至りたる規あり由之觀之れば典獄の許す場合は例外にして四人一月一次の發信は法律上得たる權利なれば例外の外は典獄之を拒むとを得ざるべし即ち定規は定規特別は特別として取扱はざるを得ざるべし若し一月中定規の發信をなし又特別發信を許可したる場合に於て翌月定例の發信を許さずとせん實に不當の取扱なりと云はざるを得ず故に余輩は如此取扱は各縣共無之ものと信す

●全

在弘前 北 洋 散 士

返信の必要ありと見認め特に典獄の許可ありしときは定數以外たるや略なるべし

●第二百二十五號に答ふ

在弘前 北 洋 散 士

賞金を以て食物購求は許可すべからざるものならん

●全

常陽 湖 岸 生

在監中得たる賞金を以て食物購求を許すは何等差支なきのみならず却て之を許すを感化上の一端と思考す彼の監獄則施行細則第六十二、三條等に依るの限りに之れ無かるべしと信すべしなり

●全

熊本 一 寒 生

問者は監獄則施行細則第九十七條に規定しある賞金を以て食物購求を許すも差支なきやと問へり而して食物購求を許す場合は全則第六十二條に囚人及寮役人作業に勤勉し食物を購求するに足るべき工錢を得るものには其請に依り償置したる工錢を以て食物を購ひ之を給せんとを得又第六十三條に其度數金額等を規定したり抑も本條の設けあるは作業の勤勉を奨励すると同時に行狀を觀察し賞譽的の誘導法に外ならず觀て賞金の性質を研究するに元來賞金は懸賞に因て得たる金額にして

定の發信は之を許すに至當の取扱を信す故に當地方に於ては特別と讀て字の如く普通の度外となし之れを許可し居れり

●第二百二十三號答案

熊本 一 寒 生

本問實義は明治廿四年内務省令第十一號の精神を究めざる可らず即ち第十一號第二條を見るに所轄警察署の許可を得ずして公然祭祀を行ふを得ず但し親族の香花を供するの類は此限りにあらずとあり本條主義する處極刑に處せしものに對しては公然祭祀を行ふを禁ぜしものなれども親族等香花を供するの類は公然差支なしと云ふもの如し而して本問實義者は追吊會を行ふに就ては場處に人に制限を設け恰も隠然之行ふ精神の如き觀なきにあらざるも苟も場處に人に制限ありと雖も既に三人已上の集合は之を公然と看做すべし蓋し普通の解釋なるべし殊に名に追吊會と云へども如何なる華美盛大に涉るや知る可らず抑も此等を禁せし理由は那邊にありとす若し處刑の後衆人をして惻愍哀情の情を起さしめ遂に刑罰の嚴酷を罵るに至るの恐あるを以てなり右の理由に因り斷然許す可らざる事と信す

●第二百二十四號に答ふ

熊本 一 寒 生

本問囚人信書の規定は實義者の云ふ如く獄則第三十三條に其區別を設けあるを以て各縣の取扱上も又従つて區々に涉るべき憂なるべしと思ひに問者第二百二十四號に其實義をなせり是れ則ち定例の發信をなせし發命は必要あり發信せし場合ならん獄則第三十三條に依れば囚人は一月一次懲治人は一月二次云々但し官司の訊問に對し又は親族故舊に回答せんま請ひ典獄之を必要と認めたるまきは此の限にあらざる之を以て作業に依て得たる工錢と云ふを得べき否と云ふを得ざるべし昔に云ふを得ざるのみならず其精神を如何せん已に得たる賞金は兼より自己の所有に移りしものなれども所有金を以て食物購求を許さる規定なる以上は到底許す可らざるものと斷定するの外なるべし

●第二十六號に答ふ

熊本 一 寒 生

問者は刑法第十九條と監獄則第十七條との關係に付ての實義をなせり則ち現行監獄則に依れば總て定役に服すべき囚人の作業は毎日の体力に應じて賦課することとなりたり舊監獄則は刑名に因り課役することありて体力に依り課役することなきなりし於是現行刑法の抵觸を來せしもの如しと雖も監獄則の精神は徒刑の囚人に限り本條を適用せざる譯にあらざる何となれば定役に服すべき囚人云々とあるを以て知るべきなり余灰かに聞く刑法監獄則改正又近きとありと果して然らば問者の意を満足するに足る改正を見るならん

寄 書

●出獄人保護會社設立に就て

在奈良 洋 々 散 士

近來頻々各地方に於て出獄人保護會社設立の舉を見る誠に新道の爲め喜ぶ可きの至りなり而して其の組織は如何なる方法に依る歟散士未だ其の實況を目撃せざるを以て直に之れが批評を下す能はず然れども現今泰西諸國に於て専ら行はるゝ處のものは或る一會社の一擧程の下に

數十名若くは数百名を收容して一定の役業を科するもの、如し是れ果して善良の方法なる歟、散士嘗て先單に之を聞く斯の如く一擧裡の下に數十名若くは数百名を收容するときは莫大の費用を要するのみならず監獄外に於て更に第二の監獄を組織し犯罪を傳播するに外ならず依て斯の如き方法に依らずして單に出獄人保護會社を設立し多くの出獄人を一擧裡に收容せしめて會社損害の責任を負擔し出獄人を其家の奉公人若くは下種と爲し若し其ものが主人の物品を窃取して損害を加ふるが如きことありたるときは會社に於て其の損害を賠償するが如く爲し置かば之れを顧み若くは奉公人と爲すものも安心して雇ひ入るに至るなり故に會社に成る可く世人の信用を博する爲め初めは出獄人中最も改悛の狀顯著なるものを出すこととせば可ならん然れども其の損害を會社が負擔する時期に於て無制限なるときは其の負擔に堪へざるを以て是等は豫め會社の規則に於て一ヶ年若くは二ヶ年との期限を定め期限内の損害のみ負擔する如くせば可ならんと思考せり是れ先輩の語る處一言記して以て參考に供す

一言當局者に開陳仕候

東京巢鴨 一 小 僧

監獄の事業中尤も困難にして且尤も重んずべきものは囚人の行狀觀察より外無之と被存候而して此尤も困難にして重んずべき事業に在するものは則看守女監取締に御座候成程看守長連も隨分此行狀觀察の點に就ては非常に注意を加へたる如く看守長連は他に又諸種の職掌あるを以て到底彼の看守等の如く始終囚人に接して行狀を觀察するとの出來ざるを以て余は監獄中此看守及女監取締の程必要なるものばなく看守及女監取締の適不適に直接に治獄の良否に關係するものなるが

惡口を以て彼等を冷罵し彼等を嘲笑し甚しきは彼等罪囚と日論の結果彼れは官吏に抵抗せりとか抗辨せりとか無稽の事實を構造して忽ち減食罰に處するを以て罪囚は看守を見るも恰かも鬼獄に於ける鬼の如く懼れ其心情は益々不逞となり兇暴なり終には看守に抵抗するもの自死するもの或は舌を嚙んで憤死するもの續出するの惡結果を見るに至るに有之然るに彼等看守は冷然として是れ自業自得なりと然り彼等の中には多分の自業自得なるものあらん然れ共彼等罪囚をして自業自得に陥らしめたる素因を探究すれば又看守輩の過因上其當を得ざるより起因するものあるべく果してありとすれば看守の過因上大に意を注がざるべからざる次第と存じ候

余は近來事に感じ二三の全條と共に過因の事を談じ一看守曰く看守の職掌として彼等罪囚を過する上に於ては只強硬の懲戒の一方にあり感化改悛は一に教師の任務なり故に罪囚の犯則あれば如何に輕微なる失點と雖ども毫も假借なく懲罰に處し其如何なる目的によりて懲罰するを問はざるなりと斯く云ふものは獨り此一看守に止まらず看守の概勢は皆等しく唱道する所に有之候實に彼等看守は如此冷淡なる方針に依りて罪囚を處遇するに有之候要するに彼等看守は監獄の監獄たる所以を知らざるに有之候彼等は只自家の安樂のみ欲し俸給を食はるのみ知るのみ誠に痛歎の至りに不堪次第に候

加之又一方より云へば看守は彼等罪囚の標的となるのみならず進んで彼等罪囚の行狀の如何を觀察するにあるを以て謹嚴身を持し節操を正し知見を高遠に置かざるべからざるに實際の處は大に之に反し一晝夜勤務を終へて歸宅すれば(殊に合宿の如き)着服の儘直に酒を命じ肴を呼び俄然全條と共に醜醉の桶高傾倒壺三杯酒を高吟する中に尙恕すべ

故に大に之が採用法を嚴にし採用後亦完全なる教習の方法を以て彼等をして治獄上に要する百般の知能を了得せしむる様努めざるべからざると存じ候尤も種々の情勢上已むを得ざるもの可有之と存候得共願みて今日の看守採用法及教習法を觀察するときは未不完備の有様に見える如何にも治獄上殘念の事と被存候

而して今日の看守に就て其如何なる種類の者等が看守を奉職しつゝ居るか云ふに概して競争社會の落武者即ち商業者の破産者實業者の失敗家にあらざれば則實書生の輔目に困却せし儘一時の緩慢に看守を奉職するに有之候得者自然彼等の間に監獄思想のあるべき筈なきは勿論の事ながら甚しきは今日拜命して明日直に職を去るの早きは恰かも上古の士靈の水草を追ふて轉移したるごとく一職の現況に有之極言すれば現今の監獄は官費を以て多數の食客を養ひ置くが如き奇觀有之候斯く治獄上尤も困難の地位に立つ困難なる事業に任する看守たるものが已に前述の如き有様有之候得者如何に諸種の規則や幟面杯の様式を改正するとも何の役に立つ者にも無之候尤も地方の監獄の看守等は大抵其土地の人のみに有之候事なれば從て前述の和き弊害の少なきと存候得共東京の如きは八分通り迄他籍の者の在職するに有之候得者其弊害も一層甚しきと被存候前陳の如く看守を奉職するは單に一時の糊口を得んとするに止り眞に監獄の爲めに全力を盡しと云ふ者は實に驚くべき誤言を有するもの否なきは如何の考へもなき看守の有之には實に切齒の至りに候即ち或看守は只徒らに膂力を以て彼等罪囚を突飛し毆打して恰かも獸類を取扱ふが如くに處し或は一も犯罪二も犯罪と殆ど彼等を死者全條に遇し或は土方馬方の如き聞くに堪へざる

き汚穢極まる端歎を嗚り或は花を弄し或は東入の勝敵を争ひ其結果胸車を驅て不潔の獸慾を恣にし爲めに取支相償はざるを以て或は高利貸の前に大の如く豚の如く首を垂れ尾を掉り墮落の極職務を放棄し或は一日の暇を得んとして診斷書を偽造し甚しきは囚人と謀りて不正の金を食はる等の事實は歴々余輩の耳目に觸る先きには金澤邊に窃盜看守あり且下は徳島監獄に窃盜看守の疑獄事件あり已に耳目に觸るゝもの斯の如し耳目に觸れざる隱秘の怪聞は尙一層甚しきを信ず(勿論看守全体皆斯の如しと云はす之等は尤も其甚しきを云ふに過ぎず)故に少しく清温なる血液を有するもの、目より之を見るまきは之れが判任の待遇を有する看守なるや否や大に怪訝に堪へざるもの有之に至るに實に歎又歎の至りに候

彼等罪囚は固より國法に背反したる非社會的の動物なることは固より相違なきも彼等罪囚が斯く犯罪人となる迄は種々の原由の切迫せるあり固より一程度に云ふこと能はざるも彼等が社會に於ての生活の程度且つ又知識の程度を見るまきは其全因の三分一は看守よりも上位を占むるもの有之候然るに之等のものを所遇する看守は如何に云ふに已に前述の如き看守に有之候得者連も彼等の返善改悛を促すこと能はざる儘と被存候

尙歎かに堪へざることは演の眞砂の數々盡せぬ程有之候も最早此邊にて筆を止め申候要するに彼等看守は慨して傀儡師に於ける藝人形の如く毫も精神を有するもの無之候得者如何に監獄の構造を改築するも如何に規則や幟簿の改正を企つても何の役に相立申さる事と存候已に今般改正の行狀録の如き良法を設定せらるゝも之を取扱ふ看守に毫も精神なきこと候得者折角の良法も又水泡に歸するの歎なきを得ず

に候
尤も近來に至り諸監獄に於て或は英語會を開き或は講法會を開き或は夜講等種々の方法を以て知識の交換を計り精神の鍛練を圖るもの種出し誠に喜ぶべき現象に候得共之れども多くは儀式に止り殊に英語會に至ては畢竟他日看守を辞して他へ奉職するまきの材料にせんと欲するの至りより英語を練習するもの、有之哉に洩開仕り候誠に頼み少きこと候

斯の如き狀況に候得者到底今迄の看守にては如何に喧しく監獄改良を唱道するとも恰かも木に柙りて魚を求るが如く器竟骨折り損のくたびれもつけの便謬に過ぎざる事と被考候依て余輩は茲に聊か當局者に開陳仕候事は他に無之即ち出来る丈け今後の看守採用法を嚴にし出来る丈け看守の教育法を精密にし且つ従前の看守に對するも夜訓又は規則練習の際等に於て適宜なる且つ活氣ある訓示をなし傍ら治獄に要する學術を練習せしめ文武途に偏せず賞罰正を期し看守をして好んで職務に倒るゝの精神を鍛練せしめ而して老朽事に堪へざるもの及び優柔不斷探るなき者に對し漸次其職を解き之れに代ゆるに適任の士を好むなきは敢て完備に至らざるも又以て監獄改良の一端とならんか殊に看守の待遇等や一變して宿料を給せられ且つ服制の改正も又近日にあり増給の説又無きにあらざる從て看守の志願者も今後又益々多かりんます當局者天宜しく社會の大勢に注目し獄界改善の急務なるを深慮し奮て看守の淘汰を斷行し適任の士を容るゝに吝ならざらんことを希望の至りに不堪堪

●出獄人保護事業に就て

進正

整備の名高き埼玉縣免四保護院の諸般の狀況書を得候ま、左に大方諸賢の御參考に供す候角邦家の爲め御審察祈上候 頓首

埼玉慈善會免囚保護院諸般の狀況

沿革

一埼玉縣佛教宗宗僧侶及慈善家より組織せる埼玉慈善會の設置せるものにして明治廿三年一月之を創立し當初より十五六名つゝ在院せしめ保護を加へしも數月の後にして費用豫想の外に出て維持の見込立ちかたきのみならず管理上授業上等亦困難の事情ありたるを以て今年十二月一時之を中止したり

一爾後諸般の事業講究の上明治廿五年七月之を再興し極めて其規模を小にして事業を繼續することなしたるに幸に監獄署慈善費中よりの補助あり且監獄署より糞尿其他不用物品の拂下を受けることになりたるを以て維持上に困難を告ぐるることなく尙被保人か近傍町村の信用を得て發業の道廣く開けたるを以て授業上漸次便利を得るに至りたり

一明治廿八年より廿九年に涉り新に地所を買收して事業上必要なる建物即ち事務室一棟居室二棟工場一棟(總坪數九十餘坪)を新築し三十名以上五十名以下の人員を保護し得らるゝの運に至りたるを以て茲に事業擴張の緒に就くを得たり其新築に要せし一千六百圓餘の費用は臨時の寄附金を以て之を支辨し不足分三百圓餘は資本金を以て之を補ひたり

一明治二十九年の埼玉縣會は三十年度に金五百圓を監獄費中より補助費として保護院に支出することを議決したるを以て愈事業擴張の道開けたり

拜呈仕候時下益々御健勝奉誥賀候陳は近來各地方に出獄人保護會社の興起を見るに至れるは誠に斯道の一大事事に御座候凡そ治獄の目的を達せんさせば尤も保護事業の整備を俟たざるを得候然るに今日迄各地方に於て一時有志の慈善家及宗教家等にして此舉を企圖するものも有之候、共多くは資金の足らざるにより或は偽慈善家の好餌となり徒らに自家射利の犠牲に供せらるゝか、然らざれば即ち監獄管理の方法宜しからざるよりして其未だ維持完成せるもの殆んなきは吾人の常に遺憾とする所に御座候蓋し新業たる社會道德的慈善事業に屬し己に其營利的を離るゝより之を實際に行ふの困難なるは明瞭なる事實と存候

之を已往の實歴に鑑みたるに此の事業に於ては初め其規模を極めて小に漸次世間の信用を得るに從ひ擴張するの方針を探り候方大に得難なることを容易に發見致候且つ其被保人に授くべき業種に就ては各地狀況を異に致候故今茲に一概に申難く候、共要は其地方に於て收益多き盛なる産業の中最も被保人に適當なるものを決定するにありて此の一事苟も保護會社を創設せんとするものは先づ十分考慮を要する價値ありと自信致候又私見を以てすれば地方税より年々幾分の補助金を仰ぎ公署の不用物品特別拂下を受けるが如きは實に今日保護會社維持上須要の條件にして公官の保護其所に出づるは寧ろ社會に對する當然の責務ならんかと存候而して其一面監督を受けることに致候は、自ら其基礎鞏固となり地方の信用を博しよく利に流れず失に陥らず希くは出獄人保護の目的を達することを得べきと思考致候

作業

一從來被保人十五六名以内の時左の業種に就かしめたり
 一農商工業の日傭 凡八名
 二監獄署より拂下物運搬 凡三名
 三炭團草鞋等の製造 凡四名
 四大工左官按摩等の如き特別の技能ある者は需用者あるに應じて出役

資金

一從來多少の資金ありしも昨廿九年新築工事の爲めに之を流用したるを以て目下資本金たるものなし然れども左に掲ぐる收支豫算の如く地方税補助金の外尙四百圓餘の收入あるを以て將來の事業執行上に差支無之而して建築寄附金徴取未済の分もあり且慈善會には會員の積立を爲すを得べく且地方税より將來に於ても三十年度と同一の補助を與へらるゝの見込あるを以て資金は漸次に増殖の形勢なり

豫算

一被保人一日平均二十名の概算を以て三十度の豫算を立つる、ま左の如し
 一收入
 金五拾圓
 金參百圓
 慈善會より支出
 監獄署より拂下の糞尿其他不用品買却
 より得る利益

被保人賃錢の内より收納金一ヶ月八圓の見込

- 金九拾六圓
- 計金四百四拾六圓
- 一支出
- 金貳百拾六圓
- 金七拾貳圓
- 金拾五圓
- 金四拾貳圓八拾錢
- 金七拾貳圓
- 計金四百拾八圓八拾錢

有給取締員俸給二名分
事務費物品費修繕費
衛生費
日平均二人分食費給與
(一日一人分給)
食費不足一日平均十人分貳錢宛補助

差引殘金貳拾七圓貳拾錢は謝儀賞與等に充つるの見込
一右の外地方稅より三十年度に受くる五百圓は事業擴張費工業開設費に充て其殘餘は維持資金として積立置くの見込

自明治三十三年二月
至明治三十年二月廿八日埼玉縣慈善會免因保護院被保人員表

入院者別	滿期退院		臨時退院		明治三十三年二月廿八日現在		計
	滿期退院	臨時退院	滿期退院	臨時退院	滿期退院	臨時退院	
和る所なく又自活の道なきもの	一	八	四	一	一	一	一四
歸郷旅費なきもの	三一	一八	三二	一	一	一	八一
監視執行地なきもの	四五	二〇	六一	二八	二八	二九	一五四
合 計	七七	四六	九七	二九	二九	二四九	二四九

成 績

右總員の内逃亡者九十七人、其他の人員の内二割即三十八人餘と保護の効なき、如くなれども其餘の者は歸善の見込あるものとす

の微細なる連欠は賤し易くも他の開滿なる善美は驚り難く、彼等の傲慢なる胸中は自尊他賤の念熾なるのみならず、特に東洋諸邦を指し總じて野蠻味なり未開劣等なりと蔑如視するご全時に、事とあらば本邦を其仲間入させんとすの野卑心あるに於てをや、斯かる人種の陸奥内地に渡來雜居する曉には、或一獄吏の不品行を擧げて監獄の不信を呼ぶ者もあらん、或は一看守の粗暴を視て監獄の殘酷を訴ふる者もあらん、兎に角、將來獄海之現象は内地同胞の視點を受くるのみならず、碧眼人種の視線に入り海外諸邦の批評に登らん、然れば諸君の一言の粗暴、一行の不正は獨り内地同胞の叱責を受くるのみに止まらず彼外國人の譏罵諍勝の聲となり、延て國名を汚損し國体を辱かしむるものとなしと云ふべからず、是に至て我等の行爲一層の責任を加へ一般の謹慎を要す、今にして予等看守社會自重するの念なくば、獄海の前途恰も暗夜燈火なくして險道を走る旅行者の如けん

獄事改善の一策として、獄吏の嚴肅を保持し品格を高尙ならしむるの必要を來たし、彌明年より司獄官吏服制改正の美舉あらん、予等看守諸君も此鮮麗なる、新美なる服装に依り鮮やかなる光彩を増し、新たなる威風を添へ、獄界爲めに衰莫枯落の冬里忽ち絳紫榮盛の春柳と一體せしを觀あらん、然れど服装の美は一時の外面を飾立たしむる程永久の体面を重からしむる者に非ず、亦外形の威風を裝ふ程眞實の威嚴を保たしむる者に非ず、各自の品格を高め、威嚴を保たんとするに、外形の服装を改むるに先て内部の品性を高尙ならしめざるべからず、毫も虚飾の氣風なく、沈重の實性なき、彼の輕忽粗率の輩が如何に正衣嚴裝を纏へばこそ、品位を進むべき、威光を保つべき、所謂狄猴冠の一笑を免れざるべし、故に服裝改正の實効を取め、眞趣を貫きて、監獄の威嚴を保ち、体

看守諸君の自重心を望む

在仙台 荒喜松 五郎

我邦開明進歩の大勢は、彌社會公衆の眼目を驅て、獄事に視線を傾注せしめたり、部部の飄揚者は折々筆を紙上に染むるを我獄事の爲め咨まざるに至り、朝野の政論家は時々舌頭を壇上に揮ふを我獄事の爲め咨まざるに至り、各地の有志家は私財を投するを我感化事業の爲め漸々咨まざるに至り、公衆人民も亦將に獄業賦論を見聞せん、眼目を刮しつゝあるに至れり、然れども一般人民は勿論世の卒先者、指導者、と云はる方にも未だ獄事上の思想當腐ならず、獄務上の實驗を経受せざるの人士のみ多數なれば、監獄の進否優劣を唱呼して、當認排斥、賛助反對を執行するには、監獄の實地を學理法論と比較對照して之を是非し、行刑の實施を明細緻密に觀察して之を批評する等の方法に依らん事よりは、先ち獄吏の品行舉動、獄界の出來事等、社會の表面に現出せる事態を取り來て、獄事の全性を斷定し、其信否を決定する事あらん乎を思ふ、果して然らんに監獄組織の大部分たる看守諸君の事業一舉一動、時に社會の鏡面に映出して公衆萬民の視線に登り以て其反應は民間諍勝の聲となり、或は地方實業の輿論となり、直ちに監獄の信用、体面に影響を來たす、如きこと、獄界の前途益々多からん、故に諸君將來の一言一行深く慎重沈思を要し、豈に自重心なくして可ならんや

條約改正の結果として眼前に進行と來る、外國人内地雜居の一事は、層一層、獄事改善の切要を促せり、今は社會問題としての監獄より、内治事業としての監獄より、外交問題としての監獄は益々改良の急務を訴來れり、是は獄事の失態は皇國の威光を毀損し、獄務の不整は各國の信用を失墜するの目近つきたればなり、況して彼等の發怒なる碧眼には、他

面を揚げんには更に各自の心性的品格を高尙にせざるべからず、是亦諸君自重心の必要を増すの所以乎、

拾數年前獄事草創の際より、官海に在野に出入して、研究練磨したる新學の真説を唱道し、壇上に舌筆を揮ふて、經營奮勵したる真案を主張したる新道の泰斗、斯學の先師、小川、宇川、佐野其他諸氏が十年一日の如く、専心誠意熱心に現今に至る迄、我々倦まじ、切々風せず、著書に雜誌に、演説に、勉強補助、獄事改良を企圖しつゝあるは、何の意志ぞや、一は人民の獄事思想を涵養して、治獄感化の切要を感ぜしめ、一は當局者執職者の發達勉勵を促進して、進歩改善の實効を收得せんとなり、然るに當路在職の諸君にして、舉作輕率に流れ、品行放蕩を意せし、世人の排斥を招き、獄界の不信を來たまはば、諸氏の熱心或は水泡に歸せん、是先聖諸氏に對する諸君の道なき、後進子弟たる予等の義務なるや、宜しく顧慮して先輩に繼じ先師に對するの真道を誤行する勿れ

職務の高下を論ぜし、俸給の多寡を問はず、總て官職を奉じ官俸を食むの士は、各自其機業する所に依り國家の幾部分を代表するものなれば、彼れ自己一私の營業に汲々たる他民と違ひ、幾分が卓然たる士風、超然たる品性を備へ、世間の信用、衆民の尊敬を保たざるべからざるに、官吏の一たる我看守諸君の社會に於ける位置、民間に於ける信用は微々として各地官吏に比すれば一段の下落を見る、是我邦古來獄吏を蔑視したるの舊慣遺存の原因あるべしと雖も、現今日進月歩の大勢は本邦種々の舊慣遺風を洗滌掃蕩して微影を止めざるに、獨り世人の獄吏即ち看守を見るの舊慣依然たるは必ず他に緣因のあるあらん、先年獄丁運卒まで等しく世の輕蔑を受けし連査は、社會進歩と共に其職責を重んじ、品

行を謹慎せし結果、民間に於ける今日の信用は實に面目を一新し、天明れ立憲治下の警察官吏たる体面を保持しつゝあるは、正に世の確證する所、深く予の羨望に堪えざる所、是宜しく諸君の一考を要するの点なるし、

社會の舊慣に馴致し、世民の風評に感染して、毫も蔑視卓過を感ぜざる獄奴辛酷的の卑風心を宥するにこそなく、文明監獄の組織者たることを覺悟して、大に自衛自任の心志を奮起し、立憲政下の司獄吏たることを固信しては、盛に自重自信の信念を發養し、民論堂々たる社會に立ちては監獄の完美を謳歌せしめ、獄吏の潔白を吟詠せしめ、碧眼陸續たる時機を待つては、獄事の整頓を督責せしめ、獄官の進歩を稱賛せしめ、先進諸氏の素志を望望を空々に歸せしむるにこそならずしめんには、服制改正の好機に乗じて、獄吏の威信を伸張する事、目下の急務たるを信じて、拙文を草表するのみ

●再犯を論ず

在能谷 雲 突 生

先哲曰、其國の開明を知らんと欲せば必ず先づ在監者の數を問ひて蓋し至言なり矣、夫れ犯罪は國家の痼疾にして有害無益之より甚しきはなし試みに視上犯罪比較表を實に再犯以上のもの、常に十中七八の多きに居るを蒙覽嘆の至ならずや、畢竟社會が監獄を以て悪事の學校視する寔に其故なきにあらず、我々司獄の任に有る者焉、因循事に當り姑息是れ安んずるの秋ならんや、今其因て起る所を探究するに、概畧の西項を得たり請ふ之れより論ぜん

一 教育不充分なるため
 二 監獄制度不可なるため

對的此の害惡を防ぐふと能はざるべし、是れ再犯者の増加を來たす原因にして社會が斯る害惡を知りながら、其方法を設くるに能はざるは寔に慨歎に堪へざる所なり

三 貧困は犯罪の原因なり、社會の細民糶を食むに汲々し止むを得ず國家の禁令を犯し一度に入獄するや、獄中大に悔悟し爲思らく如何なる辛酸を嘗むるに決して再び斯る處へ來るまじと決心せり、然とも其出獄するに及んでや手に一錢の蓄なく、又頼る可き處なきを以て遂に再犯を演ずるの己むを得ざるに至る、是等は私立官立を問はず免因保護院でふものありて之を救済したらんには、必して再犯すへきものにあらずしならん蓋し我國に於て、免因保護の事業未だ普れからざるを以て是等憐むべき者輩出するに至る、豈遺憾ならずや

四 監獄執行規則に放免後の行狀を特に觀察せしむる所のものにして、一面より看るるときは大に利益あるが如しと雖も、又一面より觀察を下たすときは之れがため、再び入監するの止むを得ざるに至るものあり何んとなれば真心悔悟し出獄後は夫々自活の道を得んと欲し、東西相奔走するも何れも利余の人たるを嫌惡し、之れを備使するものなし偶々利余の人たるを知りしつて使役するものありと雖も、時々警察官の出張して種々訊問することあるを以て家人は之れを怪しき、段々探り見れば何ぞ圓ら入利余の人たるを以て、斯の如きものを備使し置くは大に不安心なりさて忽ち歸履せられ路頭に彷徨し、宿るに家なく寒を凌ぐに衣なく餓を癒すに食なし終に本意なくも再び犯罪をなし、駭駭せらるゝに至る於此平本人の思考すらく、折角辛捧せんとするも一人の備使するものなく他に頼るべき所なし、不如一大仕事をなし以て資本を作らんには獄中

之れが手段を論じ出獄後之れを實行するに天網恢恢疎にして不漏、又ぞ

三 社會が免因保護に冷淡なるため
 四 監獄執行規則の存するため

一 犯罪とて國家の禁令に違反したる行爲にして、而して犯罪の原因固より夥多なるべしと雖も、在監者其者に就て稽ふるときは大抵無教育二流ざるはなし多少教育あるものにては、體然として悔悟の狀を呈し多くは出獄の后ち正道に復歸し、再犯を演ずるが如きもの甚だ鮮し然ども偶々才學業に卓越したるものにして、猶且つ三犯四犯甚しきは監獄をして自己の住居となすが如きものあり、是等は乃ち智育進んで徳育の發達せざる結果なるを以て、俱に教育不充分と稱することを得るなり總べて教育充分ならざるものは常に感發するふと雖し、故に是等のものにして再三入監するは蓋し學者一般の認むる所なり

二 現時の監獄制度を見るに大抵雜居制にあらざるはなし、是れ社會が其弊害を認めざるにあらずと雖も、事狀(經費)の許さざるを以てなるべし吾輩は昔時の實況を詳かにせずと雖も、近く八九年前の監獄に比すれば紀律に衛生に遇因に、其進歩したる蓋し天淵も青ならず然も紀律嚴格彼等をして一言も(不必用)發することを得ざる規則を設け亦發せざらしむる戒護者のあるありと雖も、彼等の犯則に巧妙なる或は容姿に或は陰語に互に意志を通じ、戒護者も亦始終彼等の身邊に付隨する能はざるを以て、苟く其隙を窺ひ、相共に意志の通謀を恣ま、す偶々之を發見し之れに處罰を加ふるに雖も、恨むらくは既に通謀したる意志の消滅を圖るに由なし、夫れ意志の通謀は再犯の要素たり而して之を防遏するの方法を設けず、徒らに再犯を嘔々するが如きは究も根を措て枝葉を刈るに齊し、斯る今日の制度にして如何に嚴密なる規則を設け如何に嚴格なる戒護者ありと雖も、鬼神の魔力を以てするにあらざれば犯

る入獄する身となり漸々惡事に感染し、三犯四犯と數ひ甚しきは統率の露となりて終る是其原因を探究せば、全く監視規則其ものに妨害せられたるなり、故に近時學者諸士の間に於て、監視規則の不可を唱ふるに至る所以なり

以上列擧するが如く再犯以上の多數なるは、決して監獄其もの責にあらずして國家が生存權を維持するに足るの方法を設けず、緩慢放任なる處置に起因せずんばならず、斯く言ば、之れ自己の面貌を知らずして洗りに他人の容姿を評する我田引水の嫌ひなきを保せずと雖も、事實は言を曲ぐることを得ず、然も亦或も戒護の職に従事するものは實め社會に皈して我職は足れりとの思想を懷き、安閑として白詞を經過するは蓋し國家へ對し不忠と言はざるべからず、再犯者の多きは教育不充分なるためにせよ、今日の監獄制度宜しきを得ざるためにせよ社會が免因保護に冷淡なるためにせよ、監視規則の弊害あるにもせよ是等は前陳する如く社會其もの責めなるを以て、吾々の敢て關する所にあらす吾々戒護者たる者に専心一意自己の職責を重んじ、身を犠牲に供して以て行刑の要に當り、厘毛も惡意の膨脹を來さしめず一歩たり共貴重なる法律を蹂躪せしめず、而して彼等をして監獄は怖るべき場所なることを知得せしめなば、絕對的再犯を防ぐに能はずと雖も、亦大に減少せしめ得るは炳然として明也、夫れ如斯く爲なき戒護者にして猶且つ再犯以上もの輩出するふとあらば、是れ乃ち監獄其もの責めなるを以て、社會の責めなることは一般の認知る所とせらるべし、然らずして自ら監獄制度の一革新を來たし監房も改造せらるべく、免因保護院も普れ戒護者其人を得て遂に刑は刑なきに不知さ云ふの美境に達するに至らん

たれば再び天日を仰ぐを得て感激の餘り真底より改心し居る模様あり云々」と余之を聞いて一面は心に冷笑を催し一面は憐愍の情にも打たれて再び考へ、正直漢何云ふか、余未だ其入院者を見ざれども銳利なる爪は必ずや足趾の中に隠し居らぬ猫狸聲と謀議の禮さも改後の實にあらざるに於て「此處が事務室です」と他の意味なき事を語り出すや事務家の一人曰く「然り事務室なり、吾々は長く監獄に勤務したる者なれども清ら處にて事務を執りしは始めてなり」と四疊敷に垂へたる四個の机上を一瞥しつゝ語りぬ、ア、此「長く監獄に勤務したる者」の一語が如何に余を刺激せしむを見よ、余は此一語を耳にすると同時に大に力み得勝を進めて野頭事務家の來歴を聞くに直方氏は舊都長にして恩給に衣食する者慈善業と聞て喜んで事に當る也、他の四人は村上謙造、宮澤次久、中川盛豊、上品秀山と云ひ皆監獄に奉職したるもの人々なり、特に村上氏は十四年七月より二十八年七月まで京都監獄に在つて看守長たり左れば斯る人たちを扱ふには充分習熟し居れりなり

茲に於て余は村上氏に質問して曰く「如何です入院者は悔悟しきうです、兵之に答へて曰く「然り改心したる模様あり尤も入院者の北海道空知集治監を出され夫より船に乘せられて犯罪の地即ち此京都に著するまでは巡査も附き居るとして餅みたる彼等は尚ほ利人の恩を爲し口にごそ今度こそは改心して有難き御恩に報せん此の申し居たれ内果して斯くまでに改め居たらんことは疑はし、殊に此の分監に連れられて來りし時は寛得なる監獄位に扱せらるゝ様の心地でもしたるにや中々心は柔らかな様子ありき而も入院者は余が奉職中北海道に送致したる者なるを以て中に飯田吉五郎とて願に見覚えある者ありき依て余は吉五郎を呼び掛け

「吉五郎がめで善いれ」と云ひしに一行は此の出し抜きの一語を不思議がり居れり、流石吉五郎は度胸掛り精神の動かしめなれば余を覺え居たりと見え「ア村上の且那様でございぬが他は目くばせして一同敬禮せん」としたりき依て余は隠さず「御前方は運が善いぞもう四人ではないから此方に道入れ」と云ひ懇懇に一行を遇し且つ衣服を與へ火を給し糞當を遣りしかば此處に彼等の氣も柔きグツタツと折れし様なり、彼等は余を見て職に在りし時と同様「又来たカッ」と大鳴さるゝを期したる者の如し云々、且つ聞くに村上氏は明治十四年此一行の京都監獄に繋り居る頃五人の脱監ありて看守の劍を奪つて屋上より押下看守を斬て逃げ去らんとしたる際單身屋上に攀ちて罪囚一人を斬り伏せ四人を捕へ自分も前頭部に傷を負ふたり(今尚ほ其傷あり)一行の者は村上氏の此勇氣と酷烈の扱ふには常に感服し居たるに此柔しき言葉を掛けらるゝのみ、取る年波に齒さい扱ひしを見て且那も老年に成てすなり、今昔の感に堪へざる者の如く眞に改心したる様見えたり

余は始めて直方氏の談話が皮相の見解にあらずして敢て研究者の末に認識したる言なるを知り「全くの無經驗無意識の者は斯る事業の當事者とはなれぬわい」と心に首肯し、且つ大に其人を得たるを喜び、進入て入院者即ち昔しは殺人強盜等見るも恐ろしきまでに感ずる、現今の選善者か如何に消息しあるか、實見せんごの心を起しぬ、時恰も一人の鄙びたる、卑怯らしき、強て形容せば蠅母の手にて養育されたりと思ふ氣の滔えぬ様子なる労働者風の男來りて、何々書類を出し村上氏に向つて先程申上ます通り決して不都合を働きて再び御上の御厄介且那方に御心配を感くとは致しませんから……」と云ひ尚ほ何事かを繰返して逃げ隠れる者にあらずとの主意を弓矢八幡も照覽あれとの概を以て喃々せり

村上氏は「宜しい已れか善き様にしてやるから心配するな……」ア先きの書付けがこれにて善し……と餘り多く説かずして彼の男を出し遣りぬ後にて聞けば彼は入院者の一人にて村井三太郎(四十五)と申す者、無期懲刑の刑有難く免せられて、京都に來りたるに、現籍加賀國能美郡串村の實兄同市次郎當時北海道北見國家谷村に移住し居るを確め、許可を得て兄の許に歸り、兄の開墾業を助けんとするに在り、事務員等は三太郎の出院を許可すると同時に警察監獄署大々關係の官街に通牒し、云は「一種の繩張を爲せり、余等二人は同じ様に把愛を述べて曰く「彼の男獨り先つ出院し次で計畫成るの日を待つて又一同逃亡す云ふか如き謀議を回すか如き事はなきや」辻氏の云ふ「然るこゝなるべし何ぞなれば彼は出獄の始めより實際の兄あるとを同船の者に告げ、之に便らんとすの主意は入院當時も告げたる處なり、若し然らず逃亡の意味を以て彼一人出でんとして他の者之を許さず云々」

談話は茲に終を告げ、入院者の姓名年齢并に所持金刑名等を聞くに左の如し

- 井上庄之助(嘉永六年六月生)懲役十五年所持金二十三圓五十九錢一厘
- 阪田吉五郎(嘉永五年一月生)終身三十五圓七錢二厘
- 竹中助次(安政元年十一月生)終身十四圓二十錢九厘
- 中植虎吉(安政五年三月生)終身三十七圓四十九錢八厘
- 今阪榮次郎(安政五年七月生)懲役十二年二十四圓十一錢二厘
- 榎井之助(慶應元年七月生)懲役十二年二十四圓十一錢二厘
- 若井岩吉(嘉永六年十一月生)終身二十八圓五錢五厘
- 崎崎仙太郎(四十六年)終身二十五圓八十錢
- 友田市郎(嘉永二年五月生)懲役十二年十圓

樋口伊助(嘉永二年六月生)終身十六圓二十一錢
松田大三郎(不明)終身三十三圓六十九錢八厘
有期無期とも舊刑に處に依て處分されたる懲役囚にして有期は何れも強盜三犯なり謀殺の方には痴情の果ての刃傷等もあれど……と詳説す又右の貯金は京都四十九銀行に預入れしと云ふ、次に院内の模様并に彼等との問答を記さん

入つて室内の消息を窺ふに、南北十二間、東西四間の建物中央より仕切りに、北半部を工場に充て、南半部を寢敷と爲せり、寢所には粗末ながら畳敷き詰め、真中に一個の大火鉢ありて、蒸籠の湯はたぎり居れり、壁に據て設けたる棚には紙百冊の書籍重なり、亦多少の文具も見ゆき、茲に於て余は彼等の中に文字ある者なるを想像し、夫れに依て總てを勸善する方法を考へ、其他種種の好奇心に駆られて限なく室内を熟視するに傍に積重ねたる寝具も小奇麗に、其他の所持品類亦丁寧に整理しあるを見るのみならず、了得ば監獄に實驗ある人々の管理して「糞食規定」を著して貼つたを見たり、曰く

起床午前六時三十分 就業同七時 終業午後五時
就寝同九時

監獄の規則を斟酌して規定したる者の由、又月の入口の處に三疊敷の小座敷あり、これ即ち宿直員の毎夜交替に不寢當をする所なりと云ふ、事務員に事務室に一人此處に一員宿直を爲す也、余は餘りに監視の嚴なるに却て選善の道にあらざるを辻氏に談じ、且つさればさて無聊に苦まじむるも筆の得たる者にあらざれども、無暗失態に淺薄なる宗教談等を聞かしむるは彼等を飽かしむるの嫌ひあるか説き、彼等の心に一點の光明を認めしむるには、時々社會に著名なる將軍若くは政治家を將て温顔

説話を爲さしむる可ならん語り、辻其他の事務員に導かれて工場に至るに、紺の股引紺裏白の足袋に身を固め、両足ケイと延ばして草鞋を製り居たる彼等は、倉皇正座して余等に敬禮し、了て直に仕事に従ふ態、如何にも殊勝らしく、眞人間たらん心の外餘念なき者の如し、余は此の眞直なる既往の大悪人を見て不憫に堪へず、假令彼等未だ全く改心せず動化の余が言を顔色に首肯し、心に冷笑すればせよ、一擲の熱淚を灑で思ひのたけを語る處なくんばあらずその心は逸りに逸れど、先つ免も角も彼等の舉動を熟視したる後にこそあれ、暫時の間猶豫したるに、其處此處に於て事務員若くは同行の社員も、彼等との間に於て種々の談話は始れり、阪田市郎なる者の云ふ

「私は明治六年頃大阪薬品試験場の生徒でありましたから、化学上の事は一と通り記憶して居ります、相當の雇入あらば、其等の事に従事したき希望であります」

他の一人云ふ

「北海道では貧窮勸勤草か」を附與せらるゝ唯一の望みなり、これより外に人間の望みはなし、賞票を多く持てば北海道だけへは出られませう」

余も亦一人を捕へ談話を仕掛けたるに、空地にては十五年より十八年までの間に七百人(千三百内外の囚徒中)も死亡せり、京都監獄より七十名餘送されたるは僅か二十名内外なりき北海道こそ實に誠に苦役なれ、中々且那樣方の想像し得る者にあらず云々を口切りして、此有難き恩典に預りながら、運拙く船中に死去したる者あるも、また驚喜發狂し焚燒に出ても便りとする身寄もなく、信用を回復して人間になることの出来る身にもあらざれば、寧ろ濠洲に身を投じて、今日以後御上

の御厄介を掛けぬ様にするか、責めての御恩報じなりと、口走り居る者ありしが、遂に横濱解航後水中に投じて死したると、死するにしても御上の着物を汚しては濟まずとて、裸体になりて投身したると等を語れり、余は斯くまで身に責むるに至りたる邊者か爲に涙を催し、尙ほ有期刑の人は知らず、無期にて北海道に居たる者には、百人に一人も再び罪惡を犯す者はあらざるべしとの斷言を聞き、此處なりと突つ立つて聲を高め

一人は見切りが肝心や、明治政府の御威勢を以てすれば、罪を犯して捕はれぬとはないから、今度改心せれば二度の勤めはれ定まりだ、御前方は運が善いだから、これから必死になつて今迄惡を爲した事だけ善を爲して見よ、一廉の人間には吃度なられる、何でも機會が肝心ぢや、機會が悪いと遂に善人にならないで仕舞ふ、今日はこうやつて皆さんが御前方を世話するのだから」

團十郎を取つたる余が大氣は、敢て演劇を真似たるに非ず、言々若滿腔の熱血なり、惟ふに數人は隨に耳を傾けたるらし、時に一人の巡查來つて監視中の者に説諭する態爲を極む、余は後日を期して事務所を引取り辻氏と共に未だに罪人視せらるゝか、如く感する癖根性を是非矯正せざる可からずと忠告し、歸途如何に彼等に職業の適當なる者を探げんかを考究せし、近頃新聞を見るに中三四人は身寄ありて退院し、就中十二年間貞操を全ふせし妻の爲めに引き取られたる者ありこのとなれば同院の苦心は空しからざるべし

●放免囚救護に關する協議會

放免囚救護の爲め富市消防組頭市川利喜藏が自費を勤ち既に今日までに數百圓を消費せしに拘らず市内の有志者にして未だ之れが補助の舉ある

を聞かず去り逆此の如き義舉を市川一人にのみ放任し置べきにあらずとて東宗院住職時修師は夙に此邊に意を注かれ本社々長益田氏に新聞を利用して此舉を賛成せられたる旨の懸紙ありしが、同氏も兼より其義舉に對して賛同の意あり而して方法に至りては多少の考案もあるを以て同院に於て富市内の意ありに富める實産家等へ協議ありたりきとを答へ置きたるに其後助町三浦富太郎氏は其友人なる社員新居崎清平を介し

て放免囚保護義捐金募集の事に關して交渉せられたるにより益田氏は曠時師の協議もあり次第なれば成べく合併協同せられたりして其紹介を爲したる結果前號に記載せし如く一昨七日東宗院に於て協議會を開くととなり當日出席せしは阿南尙甲斐秀成山尾保造早崎富三郎益田永武三浦富太郎等の諸氏にして其他尙山縣保安課長榎田鈴木佐野の三看守長等も傍聴勞々參會したりしが甲斐氏は有典の職務上より取調へ置きたる事項を擧げて免囚保護會社又は免囚保釋會社等の必要を説き阿南氏は警務上より本縣に於ける犯罪者の統計に依り又た嘗つて縣内巡迴の節實視せし

實民部活の状態に就きて刑餘のもの保護する利害を談じ其他列席者は各自抱負せる所を談論したるの末今日より右の人々主唱者となり更に賛金同業者を求めて偏く縣下の慈善家に語りて義捐金を募らる事に議を纏め午後六時散會せしが當日は出席者僅少なりと雖も阿南甲斐山尾の諸氏が各其職務上より研究觀察せる要領を物語りたる故に参考の料に資すべきの談話も多かりしこの事なるが記者は一日も早く發金者集會を開き募集發表の速ならん事を希望するなり因に記す當日出席せらるべき答なりし河井地方裁判所長松井檢事正は事故の爲め欠席せられたるも此舉に就いては賛成の意を表し居られし云ふ

●免囚保護事業協議會

は一昨日午後五時より神田青年會館に於て開きたり來會者には原屈昭氏を初め府下の賛助員基督教々役員等の諸氏にして原氏は先づ保護人員の成蹟、収支金額等の報告をなして次で寄宿舎設立及び維持方法を協議せしに滿場一致を以て協議員に一任するに決したり其の經費豫算は寄宿舎建設費五千金圓月資金五千金圓(地代家屋費及び雜費)の見積りなり云ふ尙原氏は無俸給にて家業の餘力を以て此の事業に當る由

●善行証授與式

静岡市兩替町生馬場町百十七番地寄留木南正吉は安東の出獄人保護會社へ入社せし以來殆んど五年の間克く社則を守り善行著しきに依り此程保護を解れ昨日午後一時社長代理副社長福田典誠評議員矢部第一課長岡部第三課長松田第二課長教諭師瀧美顯影木村惠教諭諸氏臨席の上善行証授與式を擧げられ福田副社長親しく褒状並に賞金二圓を授與し且將來の事を訓誨し叔父の木南無事と云へるへ引渡したり因みに記す同人へ授けられたる褒状左の如し

入社以來克社則を守り業務に精勵し洵に其善行著しきに依り茲に本社保護を辭す特に賞金二圓贈與候也

保護會社社長 金原明善

木南正吉殿

●出獄者施設

神保醫院長鈴木次郎氏は神田美以美教會に寄宿する戒刑出獄者に對し無料にて種痘を施せり尙今後如何なる病症にても一切無料にて治療することに約束せしよし

●感化學校創立の計畫

前の大醫院長三好退藏氏は世の薄命兒の爲め留岡幸助氏を主任として感

ら真知其能を培養し力食自活の道を授くるを目的とする感化学校の設立を計畫し弘く有志者の賛成を求め居れり氏が未丁年犯罪者を調査したる統計左の如し

十五	十六	十七	十八	十九	二十	廿一	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
男	八二一	二一六	一四二	一八二	一〇三							
女	一〇六											
合計	九二七	三二二	二四八	二八八	二〇九							

彙

報

(明治廿二年二月廿二日大阪朝日新聞)

●囚徒保護法(恒談) 頃日放免囚徒の保護に關し清浦法相の語る所今日に切實なるを以て左に採録す
今度の大赦減刑に依りては長く牢獄の裡に呻吟せし囚徒の出獄を免されたる凡そ一萬二三千人もある此天恩の惠旨を貫徹せしむるが爲に典獄も特別の注意もし又地方官には命令を下して前途改役の實を擧げ傷濕なる天旨の萬分一にも副ふ様に勉めて居る集治監より放免せられたる囚徒の内には一人に於て蓄積せる貨銀が百圓若しくは百二十圓に達する者もあるが元來歐羅巴では囚徒の勞役に於て蓄積せる貨銀は放免の時分に直接其囚徒に渡さず之を地方の村長とか其親戚とかに送附する仕組になりて居るから囚徒が出獄するに直に蓄積せる金を直に飲酒登樓の爲に消費し

て數年間の勞苦を烟散霧消せしむるの恐がない其故郷に歸り着れば金が取れない故郷に歸れば自然と正業に就く傾向を生ずる日本でも斯の如き方法を行ふ様にしたい余は獨逸に居る時放免囚徒保護會に臨んだことがある同會には内務省司法省等の高等官、教會の教師や諸會社、銀行等の支配人等も隨座して居る元來獨逸にては監獄の制度は家族的である多くても一監獄の囚徒は八百人になることはない故に典獄は各囚徒の氣質長所も熟知し居る出獄するに直に各其長所に從て職業を興へる周旋をする放免囚徒保護會も職業を興へる世話をする、最も大切なことは職業を興へて正業に就かしむることである新くすればこそ囚徒改役の實を擧げることが出来る日本にも今迄放免囚徒保護會の如きものがないが其方法を見るに通例共同寄宿舎を設けて授産場の如きものを造り盡入し放免囚徒を集める處では其効果を収めることは六寄敷、元來犯罪に傳染症の又遺傳症のものである故に西洋では監獄の分房制度が盛に唱られて居る日本でも犯罪の種類によりては分房制度を實行して居る斯くの如く傳染的の性質を有するものなれば共同寄宿舎の如きものでは中々放免囚徒保護の目的を達することが出来ない却つて之を惡く導く結果を生ずるに過ぎない日本にも早く完全なる放免囚徒保護會が設けなければならぬ今日日本では囚徒の總數が七萬人許であるが統計に據るに此改役するものは僅に三萬五千人内外、其他は再犯三犯甚しくは六犯七犯に至るものがあつて是れ保護の法其宜しきを得ないからである又監獄より餘り嚴密なるは決して囚徒に改役の實を擧げしむる所でない監獄を交け居る間は世間で其人を信用しない獨逸に囚徒が監獄に對して云ふた語として人口に膾炙したものである「監視法よ、監視法は吾々の體面を奪ふものである」と日本などでも今少し監視法を改めて囚徒をして毎月二回警察署に出頭して徒に儀式的に私は謹慎をし居りますと云はしむることを止めて警察官の方より見廻る方が其者の作業を妨害せず改役せしむる目的に適ふと思ふ云々

廣告

今般崎玉慈善會免因保護院へ左記之通り御寄附相成候間此段謹て慈善會員諸君へ廣告候也

明治卅年三月 埼玉慈善會免因保護院

明治卅年三月 埼玉慈善會免因保護院

熊谷町有志者 熊谷裁判所員 金壹圓五拾錢宛高橋克親、淺野親至
金壹圓宛栗原忠恕、本多晴 金七拾五錢宛岩村伊太郎、高澤終吉、林金
次郎、伊藤久次郎、鼓鐘之助、野村美策、執行執正 金四拾錢大野和太郎
金貳拾錢宛關根達、北澤勝治、馬場隆太郎、堀尾文太郎、鯉淵憲、福田義
喬、横田胸作 富田定治 金拾五錢宛加藤謙、高木止澄、鈴木宗次郎 計
金拾貳圓七拾錢
熊谷監獄支署員 金壹圓宛早川直亨、齊藤仙次郎、島田顯明 金貳拾錢
宛岡野春光、鈴木伊三郎 金拾錢宛近藤英之助、福島泰太郎、富田彌五
郎、加藤直八、岸岸孝次郎、福田操、岡仁三郎、細川植三郎、伊藤曼平、奥
野多七郎、島崎安平、小山彦太郎、鈴木平次郎、岡村植三郎、渡邊留吉、根
岸惣次郎、岩崎安久太郎、大崎宗太郎、加治三夜太郎、青柳竹之助、中原
幸信、神山橋三郎、赤荻信太郎、松本喜佐久、竹内一雄、中山政男、計金
六圓
熊谷警察署員 金壹圓濱田清心 金貳拾錢佐藤權治 金拾貳錢宛松村
弓之助、小玉順太、門田森之助、田中半三郎、田中富太郎 金拾壹錢宛岩
瀬文次郎、大塚善吉、春成俊一、大館初太郎、大野乾一郎、平賀壽內、橋田
力藏 金拾錢宛高梨源藏、越川藤太郎、本田親幾、泰正興、八木原真之
助、大澤三九郎、入澤助次郎、片山德太郎、中原真一、入江鑽、平岩小八
郎、關戶善吉、杉本岩長、阿多實壯太、石坂豊作 計金四圓七錢

大馬郡熊谷町 金五拾錢宛熊谷寺白石普成、久山寺豐田成聞、新照寺石
田寬定 金貳拾錢宛勝龍寺相川真定、明道寺田島嶺山、石上寺金井快隆
內照寺石川照運、金五拾錢宛報恩寺、曹洞宗、務支局在勤大田以信、
全根田全鏡
入間郡川越町 金壹圓大智寺守山壽空
大里郡 金參拾錢久下村竹東院 金五拾錢日蓮宗寬勝院
金貳百七圓六拾錢 川越町有志者

內譯
金拾圓宛竹谷兼吉、高山仁兵衛、內川勸次郎 金五圓宛養壽院住職、
山内庫之助 金參圓宛廣濟寺住職、蓮馨寺住職、高等尋常小學校教員
一同、野村清次郎、妙法講中、本行院住職、喜多院住職、中院住職、山崎
豐、中井尙珍、平井光長 金貳圓五拾錢伊藤長三郎 金貳圓宛綾部肇
太郎、森田芳次郎、本應寺住職、行傳寺住職、法善寺住職、山本平兵衛、
綾部清右衛門、横田準之助、渡邊政方、佐久間松藏、松崎覺太郎、綾部
惣兵衛、黒田吉政、市村殿 金壹圓五拾錢宛戸田與八、原澤寅吉、小島
金兵衛、沼田治兵衛 金壹圓貳拾六錢宛小高一榮、松井教意 金壹圓
貳拾五錢宛田中五郎兵衛、高橋幸助、神田彌三郎、鈴木德次郎、金壹圓
拾九錢宛石傳四郎 金壹圓宛綾部勝五郎、原田勝藏、喜多欣一郎、池
田中七、野々山喜右衛門、水村龜三郎、内藤忠右衛門、利根川華吉、綾
部清兵衛、日吉五郎兵衛、阿部親呢、淨國寺住職、大蓮寺住職、十念寺
住職、眞行寺住職、長喜院住職、妙姿寺住職、廣逸寺住職、光西寺住職、
井土力、染林寺住職、東明寺住職、新井末之助、矢部又十郎、綾部喜右
衛門、菅間定次郎、小山文藏、細田長兵衛、納貫伊助、神島瀧藏、關谷幸
十郎、菅間正作、岡田秋葉、北野後太郎、渡邊吉右衛門、青柳保太郎、櫻